東アジア等国土政策ネットワーク構想
検討基礎調査
（その３）

―オランダ＆EU の国土政策事情－

報　告　書

平成 22 年３月

国土交通省　国土計画局

目　　次

１．オランダの国土政策の概要
（１）国土の概要・・ 1
（２）国土政策上の課題・・・ 6
（３）計画体系・・ 15
（４）現行主要計画の概要・・ 21
（５）主要施策の実施状況・・ 31
（６）地域別主要データ・・・ 33
（７）主要情報源・・・ 35

２．ＥＵの国土政策の概要
（１）国土の概要・・・ 37
（２）国土政策上の課題・・・ 41
（３）主要施策の実施状況・・ 54
（４）地域別主要データ・・・ 60
（５）主要情報源・・・ 62

１．オランダの国土政策の概要

国名 country name		オランダ王国
国土の概要 Country profile		
自然的･地理的･社会 的特性 natural/ geographic/ social characteristics	国土面積 [1] total land area[1]	41,864km^2（九州とほぼ同じ面積）
	土地利用 [2] land use[2]	耕地 26.8%(05 年)、永年作物地 1.0%(05 年)（総務省「諸外国の主要指標」, http://www.stat.go.jp/data/sekai/）
	人口 [1] population[1]	1,636 万人（2007 年 1 月、出典：オランダ中央統計局）
	人口密度 [2] population density[2]	392 人／km^2（04 年）【常住人口】
	都市人口比率(%)[3] percentage of urban population[3]	56.1(50 年)、61.7(70 年)、68.7(90 年)、80.2(05 年)
	人種 [1] ethnic groups[1]	
	言語 [1] languages[1]	オランダ語
	宗教 [1] religions[1]	キリスト教（カトリック 32%、プロテスタント 22%）
	国の略史 [1] brief history of the country[1]	1568 年 対スペイン独立戦争 1648 年 オランダ連邦共和国独立 1810 年 フランスによる併合 1815 年 オランダ王国独立 1839 年 ベルギーの独立を承認 1867 年 ルクセンブルクの独立 1940 年 ドイツによる占領 1945 年 オランダの解放 1950 年 インドネシアの独立 1975 年 スリナムの独立
経済的特性 economic characteristics	名目GDP[4] nominal GNP[4]	8,689 億ドル（2008 年、IMF）
	一人当たりGNI GNI per person	38,504(04 年)、39,009(05 年)、41,598(06 年)、46,971(07 年)
	産業別就業人口比率(%)[5] percentage of workers by industry[5]	第一次産業 3.1、第二次産業 18.6、第三次産業 73.6（07 年）（国際労働事務局（2005『国際労働経済統計年鑑 2005 年版』(二宮書店 (2010)『データブック オブ･ザ･ワールド 2010 Vol.22』からの引用)）
	産業別 GNP 比率(%)[6] percentage of GNP by industry (%)[6]	第一次産業 2、第二次産業 24、第三次産業 74（07 年）(World Bank Group ‘World Development Indicat)

	経済成長率(%)[1] economic growth rate (%)[1]	0.3(03 年)、2.2（04 年）、2.0（05 年）、3.4(06 年) 3.6（07 年）、2.0(08 年)、−3.5(09 年)
	物価上昇率(%)[1] inflation rate (%)[1]	2.2(03 年)、1.4(04 年）、1.5(05 年）、1.7(06 年）、1.6(07 年）、2.2(08 年）、0.25(09 年)
	失業率(%)[1] jobless rate (%)[1]	4.0(03 年)、5.0(04 年）、5.1(05 年)、4.2(06 年)、3.5(07 年)
行政システム Administration system	政体 [1] system of government[1]	立憲君主制
	元首 [1] chief of state[1]	ベアトリックス女王
	国会 [1] national diet[1]	二院制（第 2 院（下院）150 名、第 1 院（上院）75 名） 政党名　下院　上院 与党　キリスト教民主同盟　41　23 労働自由民主国民党　33　19 キリスト教民主連合　6　2 野党　社会党　25　4 自由民主国民党　22　15 自由党　9　− 緑の党　7　5 民主 66 党　3　3 カルビン党　2　2 その他　2　2
	内閣 [1] cabinet[1]	（1）首相　ヤン・ペーター・バルケネンデ（キリスト教民主同盟） （2）外相　マキシム・ジャック・マルセル・フェルハーヘン（キリスト教民主同盟）
	政党 political parties	

<table>
<tr>
<td></td>
<td>国家行政組織およぴ国土政策担当組織
national administrative organs and organ(s) in charge of national spatial policy</td>
<td>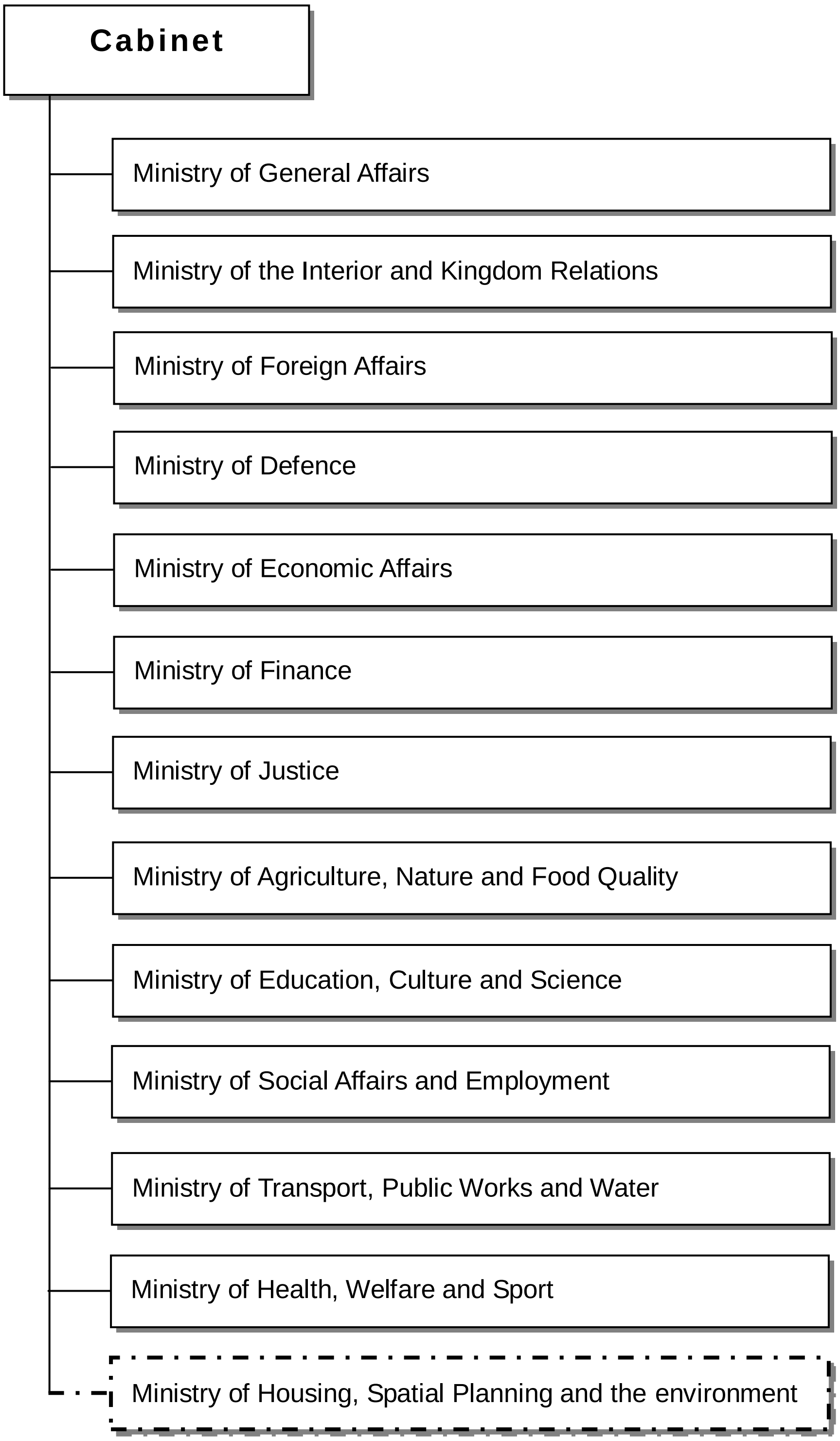
</td>
</tr>
</table>

空間計画·住宅·環境省の概要

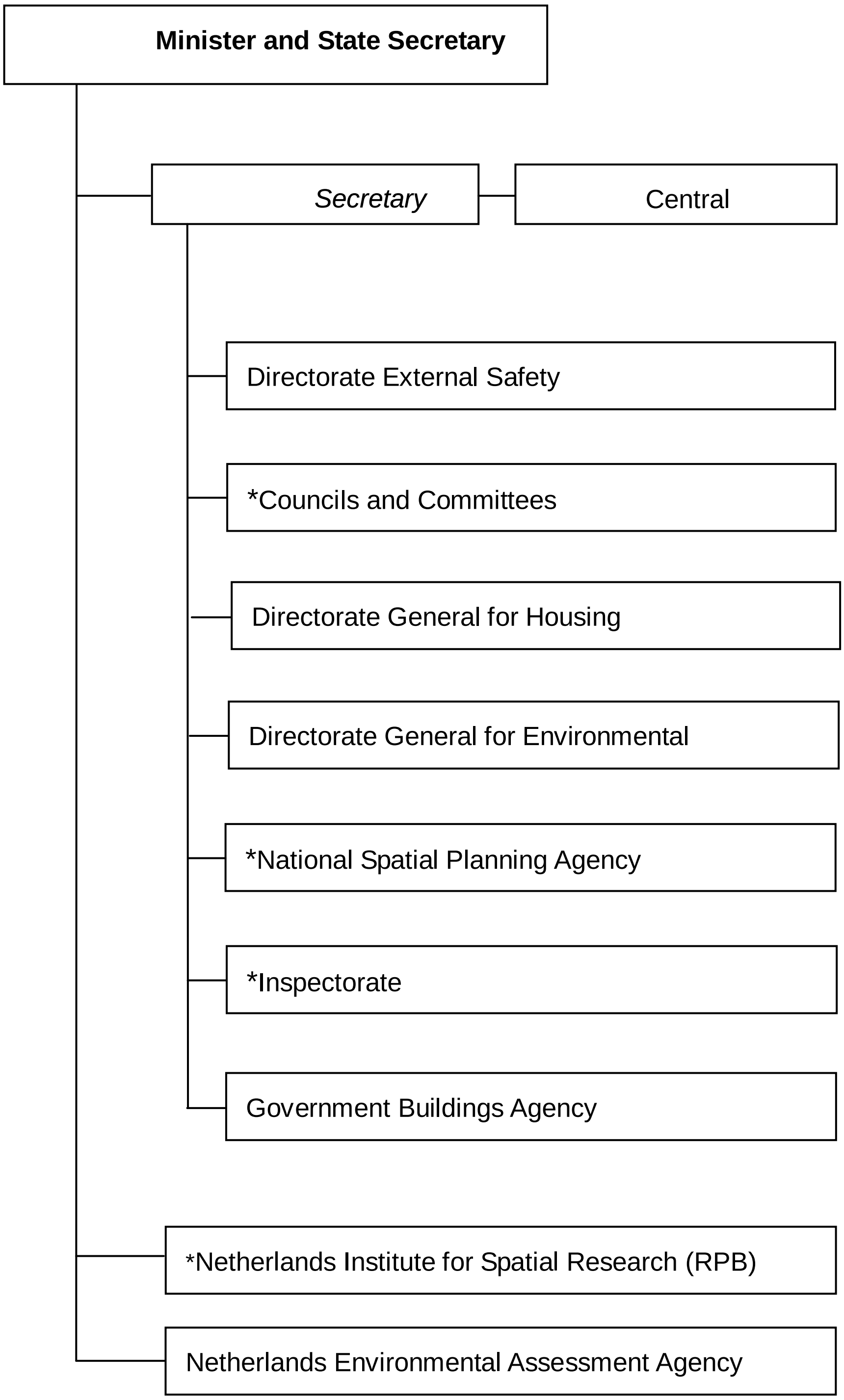

Councils and Committees:

-Vrom Council: advises the government and the parliament on strategic choices for the medium and the long-term.

- RMNO: sectoral council that advises the government on the content and organization of research

	地方制度[7] local government system[7]	地方政府のシステム（アムステルダムの場合） 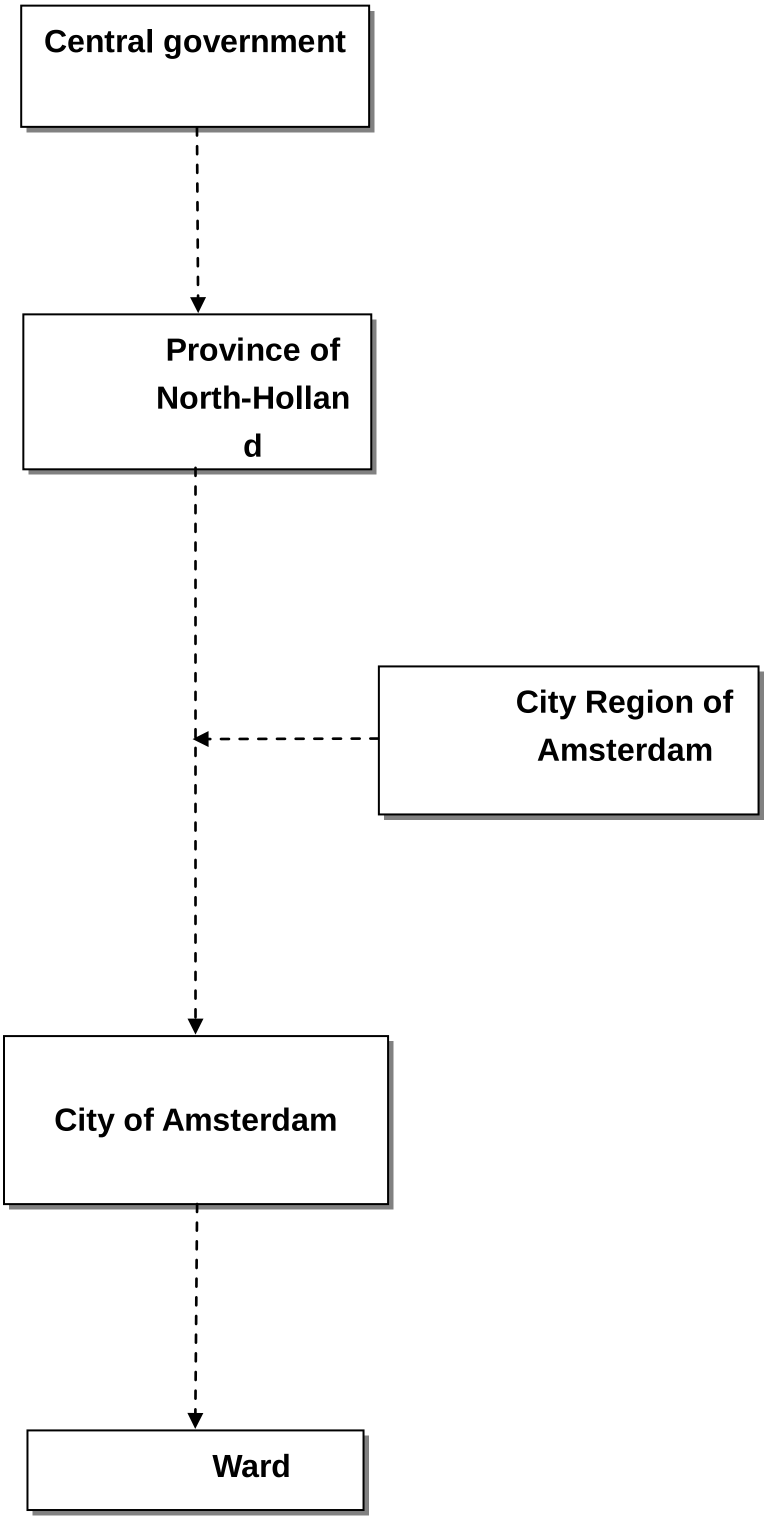 ＊都市地域圏は 1994 年以降、正式な政府の層として存在している。同年、法的な枠組みが整備され、地域内の複数の自治体の連携のための法的基盤が与えられた。アムステルダム都市地域圏は地域の 16 の自治体間の連携によるものである。これらの自治体は交通、空間計画、住宅、環境の分野で協働している。2006 年現在、オランダには 8 つの都市地域圏（*Plus regios* とも言う）がある。州だけでなく基礎自治体も都市地域圏に権限を付与している。** アムステルダム・ロッテルダムの区(Wards)は公選の政府を持つ。他の都市の区は主に都市の地理的な単位としての機能を有する。近隣地区（区は複数の近隣地区より構成される）は地方政府としての簡単な業務を担う（パスポートの発行など)。アムステルダム・ロッテルダムにおいてはこれらの業務は区が担う。より小規模な基礎自治体（特に農村部）は単一もしくは複数の村より構成され、村は地方政府としての簡易業務を担う。

国土政策上の課題　**Issues in national spatial policy**		
国土政策の経緯 evolution of national spatial policy	略史 brief history	**1901年住宅法** 住宅法の制定は、国レベルで政府が空間計画に介入した最初であった。この法律は当時の多くの人々の住環境が悪化していたことに対する政府の反応であった。その主な目的は、貧しい居住の状況を食い止め、良質な住宅の建設を促進することであった。住宅法は都市開発に関するいくつかの規定も含んでいた。例えば、各基礎自治体は、都市計画(*uitbreidingsplan*)を策定し10年ごとに見直す義務を負っていた。 **1921-1945 年 住宅法の改正** この時期に、住宅法は数度の改正を経ている。都市計画は徐々に住宅に次ぐ独立性を帯びていたが、いずれも同じ法律で規定されていた。1930年代以降、オランダ全土にわたる空間計画を策定するという考えが提案された。国レベルの国土計画、地域レベルの地域計画（*streekplannen*）、基礎自治体レベルの土地利用ゾーニング計画というオランダにおける階層的計画体系が導入された。この考え方は新しい住宅法に含まれなければならなかった。 **1945-1960 年 オランダの再構築** 1945年、現在の住宅・空間計画・環境省の前身となる公共事業省が設置された。その主な業務は、第二次世界大戦によって深刻な被害を受けたオランダを再構築し、住宅不足を解消することだった。このことに時間を多く費やしたため、国土空間計画はなかなか論点とはならなかった。 **デルタ・ワークス Deltaworks** 1953年にオランダ南西部において発生した洪水以降、委員会が設立された。いわゆる「デルタ法」が1957年に制定された。1954年から1988年の間に、複数のダムが建設され、これらは今日「デルタ・ワークス」と呼ばれている。 **1958年 オランダ西部の国土政策文書(*Nota Westen des Lands*)** 国土の観点から都市化問題に言及した最初の政策文書である。この文書では、オランダ西部で最も都市化した地域であるランドシュタットに焦点があてられていた。有名なランドシュタットの空間構造－すなわちオープンスペースの周りに4つの大都市がある－が、強い開発圧力によって徐々に失われていくのではないか、ということが懸念されていた。 **1960年第一次空間計画に関する国土政策文書** **1965 年空間計画法 Spatial Planning Act (Wro)** 空間計画は住宅から分離されて独自の法律を獲得した。 **1966年第二次空間計画に関する国土政策文書** **1970-1980 年 成長拠点政策** 既に1960年代に導入されていたものであるが、成長拠点政策が特に1970年代から1980年代にかけて国土計画において有力であった。ランドシュタットの外側で、政府は都市開発を集中する成長拠点を指定した。この方法により、郊外のスプロールの進展が抑制されると考えられていた。 **1977年 第三次空間計画に関する国土政策文書** **1980 年 政策の転換：都市への関心の回帰** 成長拠点の開発のみを推進したことにより、既存の都市の中心部には悪影響を与えた。都市中心部に残った人々は主に中高所得者層であり、都市施設の基盤が失われていた。都市内の空間の集中的利用が主張され、これは「コンパクトシティ政策」として知られるようになった。 **1988年 第四次空間計画に関する国土政策文書** **1992 年 第四次空間計画に関する国土政策文書補正版** **2001 年第五次空間計画に関する国土政策文書** **2006年国土空間戦略 National Spatial Strategy** **2008年** 2006年2月､これまでの中央主導型計画政策とは異なる新しい政策文書が採択された。中央政府による規則や規制は削減され、地域･地方政府により裁量が与えられている。

	国家開発計画のテーマの変遷 transition of key themes of successive national development plans	**1960 年第一次空間計画に関する国土政策文書** この政策文書で示された主な課題は、オランダ西部の主要経済地域であるランドシュタットの成長戦略であった。急速な都市成長により、ランドシュタットはひとつの広大な大都市圏に併合されるおそれがあり、これは望ましくないことと思われた。 **1966 年第二次空間計画に関する国土政策文書** 「包まれた分散」が国土政策として導入された。成長拠点はオランダ全土で計画され、大量の居住地を建設する必要があった。これは人口と労働力のより均等な分布に寄与するはずであった。 **1977 年第三次空間計画に関する国土政策文書** 自動車により、異なる場所で住み働くことができるようになった。とりわけ村部ではこのことによる利益を得るようになった。この不均衡な成長をコントロールするため、中央政府は成長拠点政策を強く推進するとともに、小規模居住地の成長を抑制した。 **1988 年第四次空間計画に関する国土政策文書** 都市結節点が導入された。人口と労働力を均等に分布させるという主張に代わって、人口・労働力の増加は市場の力により決定され、また最も経済的潜在力の高い場所で生じるべきであるとされた。 **1992 年第四次空間計画に関する国土政策文書補正版 Fourth National Policy Document Extra on Spatial Planning** この政策文書は都市化と環境に強く焦点を当てていた。いわゆる「Vinex-locations」が導入され、既存都市の周辺部に大規模な居住地域が建設された。これはコンパクトシティ原則に基づくものであり、都市内の空間がより集中的に利用されるべきであるとされた。 **2001 年第五次空間計画に関する国土政策文書** この政策文書では地方分権化が大きな役割を果たしたが、議会によって否決され、公式な政策とはならなかった。 **2006 年国土空間戦略** 開発のための空間を創出することが国土空間戦略のモットーである。これは、中央政府は利害関係が国レベルの重要性を持つ課題にのみ関与することを意味する。他の課題にはより下位の政府（自らの行動を決定するための裁量が拡大する）が取り組む。

都市問題 urban problems	大都市圏における都市化の動向と政策課題 urbanization trend and policy issues in major metropolitan regions	**1950 年代以降の大都市圏における都市化の動向と政策の変遷** 第二次大戦後、政策は主に、如何にオランダにおける最も重要な経済地域であるランドシュタットを扱いやすい単位で維持するかに主眼があった。人口の急増により、広大なオープンスペースの周囲に 4 つの独立した都市があるというランドシュタット特有の構造が失われていくことが懸念されていた。そのため、1970 年代末までの政策は、ランドシュタットからいかに成長を誘導していくかが主であった。1980 年代になると、そうした政策の悪影響が認識されるようになった。多くの人々、特に中高所得層が都市に残り、これらの都市の活力は危機的な状況となった。コンパクトシティ政策は、関心を再び都市に向けるために始まったものである。ランドシュタットの既存都市の周辺部に幾つかの居住地域が計画され、これらは Vinex-locations として知られている。1980 年代末には、空間の質が政治においても重要な役割を果たすようになった。ランドシュタットの競争力は、ヨーロッパの他の大都市圏との関係で重要な課題となった。それ以降、政策では空間的な質、すなわち単なる成長よりも居住・労働環境の魅力に注力するようになったのである。 **大都市圏における現在の主要課題と政策** ランドシュタットの国際的位置づけを高めるため、国土空間戦略の主要なテーマとして、インフラ、都市地域の再生、洪水の防止に投資が必要である。例えば 2030 年までに 36 万から 44 万の住宅の建設が必要であると予測されているように、開発圧力は依然として強く、そうした開発を収容できる空間をみつける必要がある。こうした空間的な主張に対応する統合的な開発展望が作成されている。ランドシュタットは、Northwing（アムステルダム大都市圏に代表される)、Southwing（ロッテルダム・ハーグ・ユトレヒト大都市圏に代表される）のという 2 つの地域に区分された。それぞれの圏域では、基礎自治体が互いに連携して共通の将来像（開発展望）を描く。ランドシュタットの計画は、国の優先課題であり続けてきたが、今日ではより下位の政府の意向が反映されることが期待されている。これは第五次空間計画に関する国土政策文書以降の基本的な変化である。

	大都市圏以外での都市化の動向と都市政策の課題[8] urbanization trend and policy issues in the small to medium cities[8]	**1950 年代以降の都市化の動向と都市問題** 特に 1945 年から 1960 年まで、ランドシュタットは最も大きな雇用機会を有する地域として都市化が進んだ。1960 年代以降、このことに変化が生じた。豊かさが向上し、自動車所有の増加によって、より多くの人々が異なる場所で住み働くことができるようになったのである。初めのうちは、とりわけ既存都市の近くの地域で人口が増加したが、豊かさが上昇し続けるに従って、さらに遠隔の地域で都市化が急速に進んだ。 オランダにおいては、1960 年代から 1970 年代に都市化のピークを迎えた。成長拠点政策の廃止後、都市内部または近隣における居住地域の開発、都市内の人口が再び増え始めた。2005 年時点で、もっとも成長が盛んなのはオランダの中心部（フレヴォラント州とユトレヒト州）であり、一方でオランダ北部（フローニンゲン州、フリースラント州）、最南部（リンブルグ州）は人口減少に直面している。ランドシュタットは全体としては適度な成長を見せている。2004 年時点で、もっとも人口成長が激しいのは大都市周辺の基礎自治体である。 **都市開発政策** 第二次大戦後、政策はランドシュタットに主眼を置いていた。これは、労働力と人口を均等に分布させようという成長拠点政策が 1960 年代に導入されてから変わり始めた。1970 年代には、都市再生はランドシュタットのみならず、オランダの全ての都市の重要な政策課題となっていった。多くの都市が、環境の悪い戦前からの地域を含んでおり、抜本的な方法が必要とされた。中央政府の支援を受けて、これらの地域の大部分は更新がなされた。 1980 年代以降、都市結節点（1988）やネットワーク都市（2001）、都市ネットワーク（2006）などの全ての都市を含む幾つかの政策の考え方が導入されてきた。これらの考え方は、都市または地域の特定の質を高めて、さらなる経済開発を促進することをねらいとしていた。しかしながら、これらの考え方はスケールのレベルが異なっており、都市→大都市圏→都市地域圏を対象としている。

後進地域の動向・現状と政策課題 trend, actual condition, and policy issues of regional disparity, geographically disadvantaged regions (economically backward)	**後進地域の状況** オランダにおいて経済的に遅れている地域は、北部（フローニンゲン州、フリースラント州、ドレンテ州）と南部（リンブルグ州）である。北部の主要な経済部門は農業部門である。第二次大戦後の急速な工業化により、農業部門はその重要性を低下させていった。非雇用率は高く、多くの人々がよりよい雇用機会を求めてオランダ西部へと移っていった。 南部は鉱業が盛んであり、オランダでも最も裕福な地域のひとつだった。しかし、石油やガスとの競争が盛んになり、中央政府は 1965 年に国営鉱山の閉鎖を決定した。閉山に伴って、多くの人々が職を失った。 **後進地域の経済開発に関する主要政策** オランダ北部 ● いわゆる「工業の核」が、工業が集中されるべき地域として計画された。同地域では、工業地域、居住地域、インフラ、教育訓練の開発に関して、国の補助金によって支援された。 ● 北部に移転することを決めた企業は、国からの補助金を受けた。こうした補助は北部で事業を拡張しようとする既存企業に対しても行われた。 ● 非雇用率の高い政府のサービスの分権化が行われた。 オランダ南部 ● 南部で事業を開始した企業、または既存の事業を拡張した企業には補助金が与えられた。 ● 非雇用率の高い中央政府のサービスが同地域に移転された（特に南部ではこの方法によって便益を受け、今日では多くの政府機関が立地している）。

地域産業政策の変遷と現状、政策課題[9] transition and current policy issues of regional economic development policy[9]	**1950 年代以降の地域開発政策の変遷** **1949-1963: 産業化に関する政策文書** 急速な人口増加により、高い非雇用率を避けるため、多くの雇用が必要とされた。本政策では、オランダの産業開発を活発化させることに主眼が置かれた。1960 年代以降、産業の質がより重視されるようになった。 **1965: 産業の再構築** オランダ南部で国営鉱山が閉鎖され、多くのオランダの伝統産業（織物、造船、農業）が財政的な困難に陥った。政府はこれらの弱い産業を支援した。 **1970-1980:防衛的産業政策** 弱い産業に対して、様々な利用可能手段を持つ中央政府が支援を行った。補助金から直接的財政支援へと移行した。 **1980-1990 科学技術の発展促進** 弱い産業部門に対する支援は徐々に増えていった。大規模な補助手段は減少し、研究開発への投資による技術開発の発展促進がより重視されるようになった。 **1990-2000 知識経済** 知識の開発と適用がより重視された。各産業においても知識に対してより投資するよう奨励された。他の国と比べてオランダではかなり低い成績であり、より革新的となるべく、教育、研究開発により投資すべきであった。 **2000- 革新的事業の活性化とオランダ全体としての競争力の向上** オランダでは、経済において国際的な重要性を持つと考えられている 6 つの地域がある。それらはオランダ経済の主力であり、オランダの競争力を高めるためにより活性化する必要がある。さらに、政策は地域間格差の是正よりも、地域の機会を向上させることに移行してきている。 **後進地域の経済開発に関する主要政策** オランダ北部は、生産物を基盤とした経済から、知識ベースの経済へと移行すべきである。北部における知識分野は、エネルギー、水技術、農業ビジネス、センサー技術であろう。 （南部は相対的に小さく、別個の政策はとられていない） **主要な産業開発政策（外国直接投資（FDI）促進政策、イノベーション政策、競争力強化政策）** - ビジネスに幅をもたせるため、規則の数を削減する - 起業プロセスを簡素化する - 教育・知識(たとえば ICT 技術や生命科学)に投資する - 企業と研究機関との知識交流を促進する

社会資本整備[10] provision of infrastructure[10]	道路 roads	**現況** (2004 年) 国道 3268 km 州道 6713 km 地方道 120.415 km (オランダは EU の中では最も高い高速自動車道路密度を誇る:1000km2 あたり 57,2 km) **近年の整備状況と課題・政策** - 道路維持の遅れにより、道路の更新に重点が置かれている。 - 2010 年までに、自動車交通量は 15%増加、貨物交通量は 20%することが予想されており、新規道路建設が重要な政策課題と考えられている。特に、'spitsstroken'（ラッシュ時間帯にのみ使われるレーン）の建設が考えられている。 - 国の高速自動車道路の料金システムの導入（現在の自動車税に代わるもので、2012 年を予定）
	港湾[11] ports and harbors[11]	**現況** 1. ロッテルダム地域 全貨物量: 364389 トン コンテナ: 82826 トン 2. アムステルダム地域 全貨物量: 73181 トン コンテナ: 775 トン 3. シェルツ川地域 全貨物量: 29975 トン コンテナ: 276 トン 4. ワッデン海地域 全貨物量: 4128 トン コンテナ: 8 トン **近年の整備状況と課題・政策** 政策覚書「港・経済の錨」では、2010 年に向けて以下の新しい政策が打ち出された： - 例えば港湾サービスの自由化などにより、港湾関連企業の市場の環境を改善する - 安全・人間環境の規制と促進。港は発展できるであろうが、安全と人間環境に配慮しなければならない。 - 港のアクセス性の維持・改善と、発展のための物的空間の創造。国はロッテルダム港に優先的に投資する（いわゆる 2nd Maasvlakte と呼ばれる港の拡張、北海に 100ha のロッテルダム港の拡張を行う） -

<table>
<tr><td></td><td>空港 [12]
airports[12]</td><td>現況

1. アムステルダム国際空港
旅客: 42.425.000 (2004)
貨物: 1.306.155 トン (2003)
2. ロッテルダム空港
旅客: 1.097.000 (2004)
貨物: 230 トン (2003)
2. Maastricht-Aachen 空港
旅客: 228.000 (2004)
貨物: 34.255 トン (2003)
4. Eindhoven 空港
旅客: 706.000 (2004)
貨物: 649 トン (2003)
5. Groningen 空港
旅客 119.000 (2004)
(貨物取扱なし)

近年の整備状況と課題・政策

地域空港に関して、中央から地域組織（州）への分権が行われた。アムステルダム空港のみ、中央政府が最終的な権限を有する。

アムステルダム空港に関しては、スキポールを欧州におけるハブとしての位置づけを高めることが重視されている。スキポールは発展を認められているが、環境公害（特に騒音公害）の軽減を同時に行われなければならない。

2006 年現在、スキポール空港の民営化を可能とするため、国は最大で 49%のアムステルダム空港所有権を売却することを検討中である。</td></tr>
<tr><td></td><td>鉄道
railways</td><td>現況
2007 年時点
トリップ数: 332 百万
旅客移動距離: 155 億 km
駅数: 379 駅
1 日当たり列車本数: 4.700 本/日
オランダにおける旅客数: 1,1 百万人/日
英国における旅客数（オランダの鉄道はリバプール・北部イングランドにおいてサービスを提供している）: 330.000 人/日
英国における駅数: 500 駅
541,000 トンの物資が鉄道によって輸送された。
(出所: Key figures NS (Dutch Railways), 2007; Annual report NS, 2007)
近年の整備状況と課題・政策

－2009 年３月に、専用線による高速列車がアムステルダムーパリ間で運行を開始する予定である。
- 2009 年に、ロッテルダム地域において、従来のバス・列車チケットに代わり、公共交通カードが導入される予定である。アムステルダム地域でも４月に導入する予定である。他の地域における導入時期は未定。
- 乗客を、魅力的な駅を通じて、より安全に、定時に、快適に輸送することに政策の重点が置かれている。</td></tr>
</table>

持続可能な国土管理 [13] sustainable management of national territory[13]	自然・農業環境の保全 conservation of natural and agricultural environment	**自然・農業環境の保全に関する国家的アジェンダ** - 自然の保護、回復、開発：Ecological Head Structure(EHS)（それぞれが連携した自然地域からなるネットワーク） - 活力のある農業部門の維持：農業企業を様々な方法で支援して事業の拡大を図る - 都市の周辺（特にランドシュタット）でのレクリエーションの機会を増やす。大都市部、特にオランダ西部では、2013 年までに 16.000ha のレクリエーション用地を創出する。 - オランダの特徴である景観を保護し維持する。これらの景観開発の基準は国によって定め、その実現は地域政府がその責任を持つ。 - 農村部で堅実な経済発展を促進する。 **農地保全のための新たな政策** いわゆる「農業議会」の設立。国は農村地域の将来を考えるにあたり市民の参加を活発化したいと考えている。この議会では、市民、政治家、政府職員がともに農村が直面している課題と実現可能な解決策を議論する。国もこの取り組みを財政的に支援する。
	都市・居住環境の創出 creation of sustainable urban environment as well as enhancement of amenity	**住宅政策** オランダの住宅市場は停滞している；住宅建設は潜在的な買い手の需用を満たしておらず、住宅ストックは限られているため、選択肢も限られている。また、分譲住宅の価格が急騰しているため、賃貸から分譲へと切り替える魅力に乏しい。 そのため、政策では、住宅ストックの増加と同時に、革新的な建設手法を用いることでこのストックをより柔軟にすること、潜在的買い手が設計にもっと関与できるようにすることなどをねらいとしている。それを始める人に対しては、住宅を購入しやすくするための補助金を与える。さらに、幾つかの方法によって収入に見合った住宅を見つけるよう奨励されている（現在ではこのことは必ずしも当てはまらない）。 **都市環境・アメニティの創出政策** 民間の顧客’particulier opdrachtgeverschap’に向けた建設：アムステルダム（東部ドックランド地域）では、将来の住宅所有者は自分たちの住宅を設計することが認められていた。そのため、住宅を自分たちの行動に合わせせることができたのである。地方政府の役割は、建物の高さや幅など基本的な指針を示すことに限られていた。

<table>
<tr><td colspan="2">国境を越えて広域化した空間政策課題
trans-national spatial policy issues</td><td>中央政府は、人々の安全、船舶のアクセシビリティ、シェルツ河口（シェルツ川、ライン川、ムーズ川からなるオランダ南西部）の自然の質の保証と改善のため、フラマン州政府と協力している。このため、両政府は「シェルツ河口の開発方針 2010」を策定した。

北海に関しては、オランダ政府は自然保護や船舶交通に関して他の沿岸諸国と協働している。

EU の野鳥・生息地指令により、オランダの一部地域での開発が制限されている。例えばワッデン海や Ijselmeer 地域である。

Betuwe line に関しては、ロッテルダム港とルール地域が幹線で結ばれており、オランダ政府はドイツ政府と協働している。
高速鉄道が 2007 年に開業するため、オランダ政府はフラマン政府と協働している。</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他特有の国土政策上の課題[14]
other national spatial policy issues[14]</td><td>水管理：
水管理・環境問題はオランダの空間計画において非常に重要である。気候変動、環境保全は今日の大きな課題であり、国土空間戦略では、水、自然、ランドスケープに関するキー・ダイアグラムが示されている。
水の保護は、原則として公共事業・社会基盤・水管理省によって管轄されている。同省は水管理に関する法律、海面の上昇と対策に関する計画を作成している。いわゆるデルタ委員会は最近、今後 50 年間にとるべき方策に関する報告書をまとめた。この報告書では、海面上昇から土地を保護するために今後数十億ユーロが必要であるとしている（原則毎年 30 億ユーロ）。ランドシュタッドの 2040 年を見通した長期ビジョンにおいても、この問題はストラクチャー・ビジョンとして表れており、水管理が重要な役割を担っている。
2009 年には、8000 万ユーロが水管理のために確保されている。それに対して、インフラ整備には 80 億ユーロの予算が充てられている。同省の次年度予算総額は 87 億ユーロであるから、水管理のために確保されている予算はかなり限られている。

エネルギー:
再生可能なエネルギーが重要な政策項目である。2020 年にオランダのエネルギーのうち 10%が再生可能エネルギー資源によって供給されることを目指している。そのため、政府は風力発電機の設置を奨励している。風力発電機はインフラの近くのクラスター状の土地、事業所、北海沿岸の 2 つの島に設置されるであろう。
農村部における件 t 区物の再利用と建設に関する支援：
経済支援基盤と活力ある都市地域は圧力にさらされている。中央政府は圧力を緩和するため、農村部の建築の再利用と建設に対してもっと選択肢を作り出したいと考えている。使用されていない建物は利用転換が可能であり、新規の建物は場合によってはレクリエーション施設、自然または水の貯蔵スペースなど他の機能のために資金を与えることが望ましい。</td></tr>
<tr><td colspan="3">計画体系 planning system</td></tr>
<tr><td>社会経済開発計画
socio-economic development planning</td><td>全国 計画・地方計画・自治体 計画の階層構成
multi-tiered structure of national, regional and local plans</td><td>現時点では、オランダは（、空間計画から）社会経済開発計画を切り離していない。国土空間戦略では、あらゆる空間的に関連する政策が統合されている。地域経済展望（経済問題省によっお作成される政策文書）において記述されている地域経済政策は、戦略に書かれている政策に基づいている。</td></tr>
</table>

空間計画 spatial/physical planning	全国計画・地方計画・自治体計画の階層構成 multi-tiered structure of national, regional and local plans	**空間計画法の改正前** 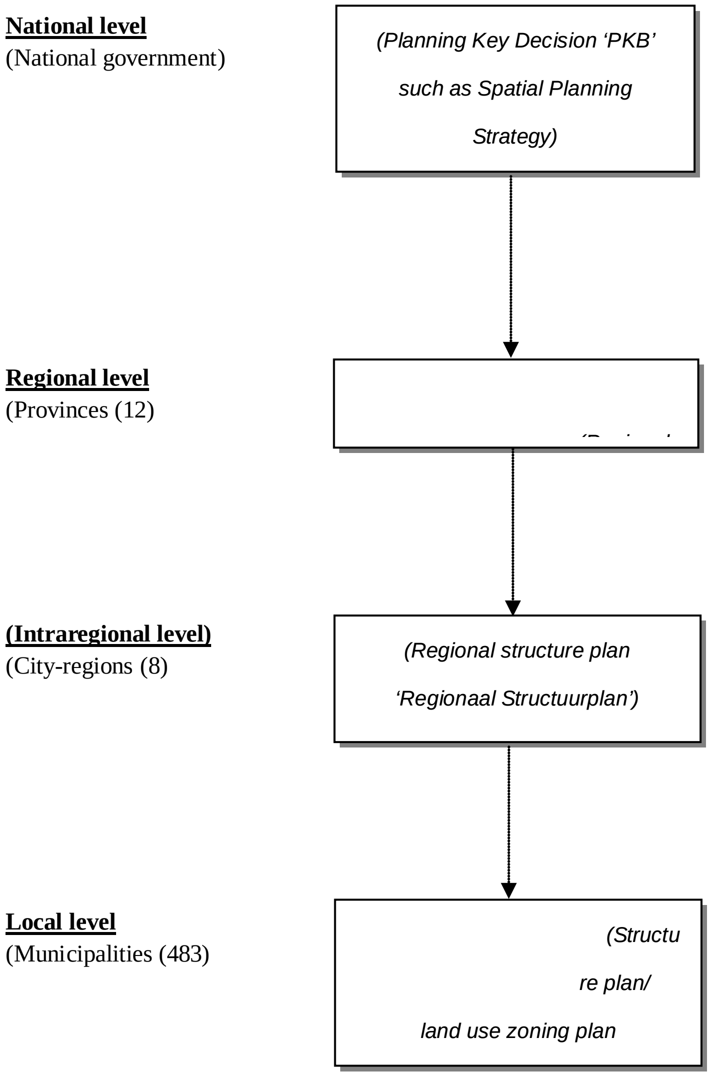 旧空間計画法では、土地利用詳細計画の策定義務はなかったが、大部分の基礎自治体では作成していた。特定地域の保全のためのモニュメント法など他の法律もある。また、建築物のデザイン、形態、高さ、幅に関する厳しい規制がある。全ての建築物は、デザイン基準に適合しているか、委員会によって審査された。この委員会はアメニティ委員会(welstandscommissie)と呼ばれていた。建築の際には、建築許可が必要である。その手続きの過程で、アメニティ委員会によって設定された基準に適合すべきであるとされていた。これは、土地利用計画なしで、外部に悪影響を及ぼすことを防ぐ強力な手段であった。

空間計画法の改正後(2008)[15]

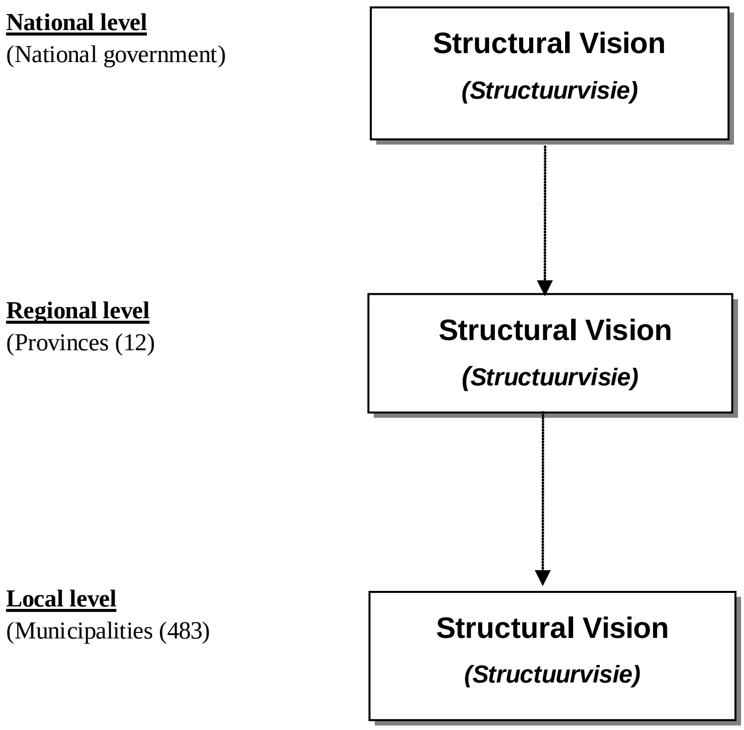

The structural vision は国レベルの主要計画決定（the key planning decisions)、州レ ベルの地域計画、州際レベル・基礎自治体レベルの構造計画に取って代わるものである。
2008 年７月、新空間計画法(Wro)が策定され、1965 年の旧空間計画法(WRO)が置き換えられた。空間計画法は、空間計画に関わる広範な事柄に関する規制を含んでいる。組織、権限、手段、手続き、実施、法的な事柄すべてが本法に記されている。
1965 年以降、多くの改正がなされてきたが、これによって法律は極めて複雑になり、運用に混乱をきたしていた。よって、中央政府が法律の根本的な見直しを決定したのである。空間計画法の見直しの主たる目的は、空間計画に関する意思決定プロセスを簡素化することである。これに関連して、以下の目標があった：

- 意思決定プロセスの効率を向上させること
- 実施の改善
- 法的な保護の簡素化

		旧法と新法の主な相違点は以下である。 a）現行の計画手段の廃止 新空間計画法では、基礎自治体の構造計画 *(gemeentelijk structuurplan)*、地域構造計画 *(regionaal structuurplan)*, 州レベルの地域計画 *(streekplan)*、そして国レベルの主要計画決定 *(planologische kernbeslissing)* は全て、新しい手段である"構造ビジョン"（Structure Vision）*(structuurvisie)*へと置き換えられた。構造ビジョンは空間計画法の第２部で規定されている。第 2.1 条で基礎自治体の、第 2.2 条で州の、第 2.3 条で国の構造ビジョンについて扱われている。構造ビジョンは法的な拘束力はなく、下位政府が実施しなければならない政策指令を含めることができた地域計画、主要計画決定とは異なる。 都市地域圏は交通分野を除いて、法定の構造計画を策定する権限がなくなった。すなわち、都市地域圏は戦略計画もしくはビジョンを策定することはできるが、基礎自治体がこの計画に反している場合でもこの計画に基づいて介入することはできない。 b）土地利用計画の手続きの簡素化 *(bestemmingsplan)* 新空間計画法のもとでは、州（州政府）の承認は不要となった。これにより、土地利用用途計画の策定手続きに要する機関は、58 週から 24 週へと大幅に短縮される。 c）国および州の土地利用計画 *(inpassingsplan)* 新法のもとでは、州政府・中央政府は、州および国の利益に関わる場合に自身で土地利用用途計画を策定することができる。これらの計画は統合計画 *(inpassingsplannen)*（英訳は Integration Plan/Adaptation Plan とも）として参照されるものであり、州および中央政府は依然として地方政府の決定に相当な影響力を及ぼす。 d）免除手続きの廃止（第 19 条） 旧空間計画法では、第 19 条によって開発が土地利用計画に沿っていなくても免除されることがあった。新空間計画法では、この条項は同じ機能を持ついわゆるプロジェクト決定 *(projectbesluit)*によって置き換えられた。違いは、新法のもとでは、１年以内に土地利用用途計画の素案が策定されなければならないことである。そのような時間の制限は旧法では存在しなかった。また、第 19 条は、プロジェクト決定がローカル・レベルの土地利用計画の同意手続きの一部であるのに対して、独立した手続きが行われる。 e）ローカル・レベルの土地利用計画の拡張 新法のもとでは、ローカル・レベルの土地利用計画は基礎自治体の全域について策定されなければならない。旧法では、ゾーニングされていない土地（既成市街地以外）のみについての策定であった。 制度変容の方向性： もっとも本質的なレベルは基礎自治体のレベルである。土地利用計画は非常に重要な役割を担う。このことは、土地利用計画が基礎自治体の全域に対して必要とされることになった事実に表れている。旧計画法では、既成市街地以外の地域に対してのみ義務づけられていた。また、10 年以内に土地利用計画を見直さない基礎自治体は制裁措置を受ける。旧法ではそのような罰則はなかった。土地利用計画の手続きも、１年間から 22～24 週間に短縮されている。さらに、土地利用計画に対して州の承認は必要なくなった。しかし、国および州政府は、自らの利益に関わる場合は、土地利用計画を策定することができる（この場合は統合計画 inpassingsplan と呼ばれる）。 加えて、2008 年７月１日に、新空間計画法の一部として土地開発法が施行された。この法律は、費用分担（例えば「ただ乗り」問題）や基礎自治体と民間土地所有者との間で合意が得られない場合に、既存の法的手段では対応できない問題があったことを背景としている。この法律により、基礎自治体と民間との協力、基礎自治体の開発計画による強制的な費用分担の法的根拠が与えられている。

	策定システム plan formulation procedure	●旧空間計画法のもとでの策定システム 国家空間計画の策定システム 空間計画・住宅・環境省が素案を作成する。この素案は市民に公開され、市民は内容に関して意見を述べる機会を得られる。また、地域・地方政府と協議が行われ、幾つかの委員会（VROM の委員会）、オランダ空間研究所は助言を求められる。結果は集約され、PKB 手続きの第二部として発行される（第一部は素案である）。これらの意見・助言に基づいて、内閣が決定を行う。この決定は PKB の第三部として発行される。第三部は内閣の見解を表わすと同時に、内閣が市民、社会組織、地方政府からの意見や助言に対してどう対応したかを示すものでもある。計画の承認ののち、計画は議会に送られる。上院と下院が計画を承認してはじめて、計画は公式な政府の政策となる。この結果は政策文書の最終版（の第四部）に含められる。 州空間計画の策定システム 州は関連基礎自治体、水関係部局、他の政府組織からの意見聴取ののち、素案を作成する。素案は市民の閲覧に供され、誰でも意見を述べることができる。そのあと、州（州行政長官）が幾つかの反対意見を考慮に入れた上で、決定を下す。計画が承認されると、空間計画大臣に報告される。大臣は地域計画の内容に同意する最後の主体となる。 自治体空間計画の策定システム 基礎自治体は準備段階として素案を作る。この計画は市民の閲覧に供され、誰でも意見を述べることができる。準備段階の素案は州の州計画委員会に助言を受けるために送られる。この結果は素案に反映され、再び公開されて誰からでも反対意見を受け付ける。その後、基礎自治体の議会が、計画を承認するかしないかを決定する。承認を受けた計画は、最終承認権者である州（州行政長官）に送付される。前の段階で反対意見を述べた者、基礎自治体による決定に賛成できない者は、州政府に対して反対意見を述べることができる。 ●新空間計画法での策定システム 州構造ビジョンの策定事例（南ホラント州）[16] 南ホラント州では、旧法のもとで、州内を 4 つの地域に分けて地域計画を策定していた。新空間計画法のもとでは、4 つの地域計画を統合した 1 つの構造ビジョンの策定を行っている。 策定にあたり、主要なテーマを盛り込んだ「ダイナミクス・イン・デルタ」という政策文書を作成し、地域内の基礎自治体（州内を 9 つのサブ・リージョンに分けており、74 の自治体が共同規約法に基づく都市地域圏もしくは法には基づかない都市圏に属しており、これら都市圏が州政府にとってのパートナーとなっている）、環境団体、水委員会との協議を経て、2009 年 11 月に素案が公表された。2010 年 1 月までに基礎自治体などの利害関係者への意見聴取が行われ、2010 年 6 月に最終決定される予定である。 ●水テスト（Water Assessment） オランダでは排水区ごとに水委員会（Water Board）が設置されている。水委員会は基礎自治体と同列で存在する自治体であり、徴税権を持つ。水委員会は堤防の改修、浸水対策、洪水対策、水量管理等を行うとともに、都市計画等の策定時には水テスト（水アセスメント）という評価を行っている。

大都市圏計画 planning for major metropolitan regions	計画体系上の位置づけ position in the whole planning system	**大都市圏の位置づけ** 首都であるアムステルダムはオランダでは特別な位置づけを得ているわけではない。4 大都市ーアムステルダム、ロッテルダム、ハーグ、ユトレヒトーの違いは、労働力や住民の数という点ではそれほどない。首都圏の行政構造はオランダの他の大都市圏と類似している。アムステルダム市は都市地域圏の一部であるが、他の 3 つの大都市も、オランダのいくつかの中規模都市も同様である。 オランダの最大の都市圏であるランドシュタットには、別の政府の階層は存在してない。多くの異なる種類の政府組織が意思決定に関与しており、非常に複雑である。 **大都市圏における計画システム** 国土空間戦略を受けて、ラントシュタット地域に関する国の構造ビジョンである Randstad 2040 が 2008 年 9 月 5 日に策定された。 また、ラントシュタットでは、アムステルダム大都市圏（Amsterdam Metropolitan Area、以前は North Wing と呼ばれていた）および南翼ラントシュタット（South Wing Randstad）において、政府間協力に基づく非法定の広域計画が策定されている。 このうち、アムステルダム大都市圏では、2007 年に Amsterdam Metropolitan Area Development Scenario 2040 が策定された。このシナリオは国の法定計画である Randstad 2040 の策定に際してのインプットとなっており、また大都市圏内の地域・地方政府が法定構造ビジョンを策定する上での基本方針となる。
	社会経済開発計画の策定システム procedure of socio-economic development plan formulation	社会経済開発計画はない。空間計画に統合されている。
	空間計画の策定システム procedure of spatial/physical plan formulation	Amsterdam Metropolitan Area Development Scenario 2040 は、36 の基礎自治体、2 つの州、1 つの都市地域圏のインフォーマルな広域連携によって策定された。策定に際してはアムステルダム市が中心的役割を果たしているが、全ての基礎自治体を規模に関わらず同等に扱い、他の基礎自治体に対する押し付けとならないよう州と協力しつつ留意したとのことである。 策定は、4 つの主要市の市長や州の代表など 8～9 名が参加する委員会で行われた。

計画間の調整システム planning coordination system	上記諸計画間の調整システム coordination system of above-cited plans	**垂直的調整システム** 新空間計画法： 各計画は策定されたレベルのみを拘束する。市民はそれに反対することはできず、唯一土地利用用途計画に対してのみ反対を述べることができる。構造計画は政府にとって、その都市をどうしたいか、全体ビジョンを持つ上で有効な手段であり、土地利用用途計画を策定する上での出発点となる。言い換えれば枠組みである。 基礎自治体が、州政府の計画に示された政策に反する場合、州は以下の法的介入手段を有する： 1）統合計画（Wro 第 3.26 条）もしくはプロジェクト決定（同 3.27 条）を策定する。プロジェクト決定は、旧法第 19 条を置き変えたものであり、土地利用用途計画から逸脱することを可能とした条項である。 2）州政府は、一般市民が土地利用用途計画に対して行うのと同様に反対意見を示すことができる （3.2 章、3.8 条 4 項） 3）州政府は、基礎自治体議会に対して、州による指導に沿って土地利用計画を採択するよう指導することができる。これは'aanwijzing'（指令）と呼ばれる。（4.1 章・4.2 章、4.1 条）一般的な規則として、州政府は基礎自治体に対して、土地利用計画の内容に関して指導することができる。 事例：アムステルダム大都市圏における計画間関係 アムステルダム大都市圏では、インフォーマルな政府間協力により、Amsterdam Metropolitan Area Development Scenario 2040 が策定されている。この発展シナリオは非法定であるが、国の構造ビジョン Randstad 2040 策定にあたってのインプットとなった。また、各基礎自治体では、法定の構造ビジョンを策定する際には、開発シナリオを反映させることが合意されている。
	調整上の課題 Problems and issues associated with coordination	多くの政府機関や他の利害関係者が含まれるため、意志決定過程は非常に複雑である。そのため、ランドシュタットに対して別の政府階層を設けるべきという主張も一度ならずあった。現在まで、この主張は実現していない。 地域内の連合組織（都市地域圏や Northwing、Southwing）において、大都市はしばしば支配的な位置を占める。このことにより、地域全体としての将来を決める段階になると、基礎自治体間の軋轢を生むこともあった。
現行主要計画の概要 outline of present major plans		
社会経済開発計画 Present national socio-economic development plan (if national paln is not formulated, state about regional socio-economic development plan)	名称 Name of the present plan	現時点では、社会経済開発計画はない。
	計画期間 planning period	
	策定機関 agencies responsible for formulation	
	計画の法的位置づけ legal basis of the plan	
	計画の目標と開発戦略 objectives and strategies of the plan	
	計画の構成 components of the plan	
	主な特徴 key features of the plan	

空間計画 [16] Present spatial/physical plan at the national level. If the national-level spatial/ physical plan is not formulated, state about regional plan.[17]	名称 Name of the present spatial/physical plan	国土空間戦略ー開発のための空間の創出ー
	計画期間 planning horizon (period)	2020 年（長期的には 2020-2030 年も含む）
	策定機関 Agencies responsible for formulation	住宅・空間計画・環境省、運輸・公共事業・水管理省、農業・自然・食糧の質省、経済問題省
	計画の法的位置づけ legal basis of the plan	国土空間戦略の法的根拠は都市計画法（Wet op de Ruimtelijke Ordening (Wro)）である。この法律で、国土空間戦略の策定手続き、通称 PKB（主要計画決定）手続きが規定されている。この政策文書で提示されている理念ー地方政府への権限の移行、空間計画に関する戦略的指針への限定、計画よりも開発の重視ーは、2008 年の新空間計画法にも反映された。

	計画の目標と開発戦略 objectives and strategies of the plan	主要目標： 「異なる機能が必要とする空間の創出、オランダの住みよさの保護と向上、都市・農村地域の空間的質の向上、開発計画の適用に向けた適切な環境の創出」(Summary National Spatial Strategy, p.5) 政府は 4 つの一般目標を示している： 1. オランダの国際競争の位置づけの強化 2. 強い都市と活気があり活動的な農村の形成 3. 国レベル・国際レベルで重要な空間的価値の保全と開発 4. 公衆の安全の保障 戦略： 理念の実現: 中央政府はもはや、あらゆるプランニングの問題には関わることを望まない。国レベルの課題が利害にかかわる場合のみ、中央政府が開発の方向性を決定する。それ以外の場合は、下位の政府に権限を委譲することにより、下位政府が裁量を与えられる。 基本的な質の基準 オランダ全体に対して、最低限の基本的な質の基準が定義される。これらは一般的・基本的な質の基準であり、全ての空間計画の最低基準であり、全ての関係主体が守らなければならないものである。たとえば、中央政府は全ての人々が十分な緑地や水のレクリエーション施設にアクセスすることを保障したい。そのため、州と基礎自治体は赤色機能（都市）と緑（自然）・青色（水）の機能のバランスの確保についてそれぞれの空間計画に取り入れることが期待される。 国土空間構造 中央政府が国土レベルで重要性を持つと考える地域やネットワーク一例えば、ロッテルダム港、アムステルダム空港、両港と、オランダおよび国外の大都市圏とを結ぶインフラーによって国土空間構造が形成される。これらの地域では、全体として中央政府が基本的な質の基準以上を達成するよう努める。より重要なことは、政策の実施である。例えば、アムステルダムの南部軸（国土主要プロジェクトとしても位置付けられている）の計画に対する国の関与である。 コンパクトシティ政策と配置の政策 新たな住宅・商業開発は可能な限り、既成市街地およびインフラの内部または近隣で行われなければならない。新規開発の計画では、レクリエーション、緑地、水管理についても重視しなければならない。最後に、いわゆる‘water test’、すなわち建築計画が水管理に与えるあらゆる悪影響を評価することが考慮されなければならない。 水・自然の空間 水は国土全体を流れるのに必要な空間を与えられなければならない。既存の氾濫平地における川の排水に利用可能な空間は他の用途に使用してはならない。必要なところでは、追加的な空間を創る必要がある。さらなる自然空間は、国土生態系ネットワークを完了することで創出される。このために、追加的な土地が獲得され、また開発される。

	計画の構成 components of the plan	**1 イントロダクション** 国土空間戦略と他の国土政策文書 背景 **2 政策目標** オランダの国際競争における位置づけの強化 国レベル・国際レベルで重要な空間的価値の保全と開発 公衆の安全の保障 **3 ガバナンスの理念** 戦略は一般的な枠組みを提供する 基本的な質の水準と国土空間構造 レイヤ・アプローチと空間的な質の基準 **4 手段と実現** 法改正と土地政策 実現と財源 国際的文脈 **5 都市化とインフラの集中** 国土都市ネットワークと経済中心地域 主要港、知識の集積地、緑地集積地 主要な交通軸 危険な資源の輸送 企業団地 **6 都市・町村の基本的な質の基準とアクセシビリティ** 都市化と経済活動の集中 事業と公共サービスの立地政策 赤色（都市）と緑・青色（水）の土地利用のバランス 水と都市化 インフラの集中 空港、港湾、知識・革新クラスター 環境と安全 **7 洪水予防** 空間的水政策 主要河川 **8 自然の質に対する投資** 主要な生態系の連繋 保護された自然の保持 生物種の政策 **9 質を維持したランドスケープの開発** 世界遺産指定地 国土のランドスケープ 農村により機会を与える 持続可能で活力のある農業 緑の集積地と農業開発地域 **10 地域別開発展望** ランドシュタット 沿岸地域 ワッデン海 南西デルタ Ijsselmeer 地域 北海

		11 特定課題 建設材料の供給 軍用地 エネルギー供給：電気 エネルギー供給：天然ガスの生産と貯蔵 地下、空間政策 飲料水と産業用水の供給
	主な特徴 key features of the plan	国土空間戦略では、あらゆる空間的に関連する政策が一貫して全体を形作っている。活気があり活動的な農村に向けたアジェンダ（農業・自然・食糧の質省）、移動政策文書（運輸・公共事業・水管理省）、地域経済展望に関する政策文書（経済問題省）における空間的に関連する政策によって国土空間戦略は支えられており、これらは同じガバナンス・モデルに基づいている。
大都市圏計画[17] Present plan of a major metropolitan region[18]	名称 Name of the present plan	Randstad 2040 Structural Vision
	計画期間 planning horizon (period)	目標年次　2040 年
	策定機関 Agencies responsible for formulation	住宅・空間計画・環境省
	計画の法的位置づけ legal basis of the plan	新空間計画法に基づく国の構造ビジョン。

	計画の目標と開発戦略 objectives and development strategies of the plan	主要目標: 1. 安全で、気候への弾力性があり、グリーン・ブルー・デルタ地域に住む（選択） (1) ラントシュタットを洪水から永久的に保護する (2) 塩水化と水不足に備える (3) グリーン・ハートからグリーン・ブルー・デルタへ：保全、開発、気候に対する弾力性の形成 2. 緑、青、赤の間の相互作用を通じた質の創出 (4) 分化したランドスケープの保全と創出 (5) 農業の変容 (6) 緑と青の課題に関連した緑地での居住と労働環境の推進 (7) 「大都市圏公園」という形態での都市における緑と水の質の向上 3. 既に有している国際的な強みを強化する (8) 国際的に主導的な機能を活用し強化する (9) ラントシュタットと他の都市地域圏との国際的な繋がりを向上させる 4. 力強く、持続可能な都市と地域のアクセシビリティ (10) 都市地域圏のスケールアップ：北部・南部ラントシュタットにおけるアクセシビリティ (11) 都市の中心部を最適に活用し、転換、再構築、強化することにより、居住、労働、サービス供給のために気候に対して柔軟な場所とする (12) アムステルダム地域の発展に応じてアルメール(Almere)の規模を段階的に変化させ、IJmeer-Markermeer の生態上の改善を行う

	計画の構成 components of the plan	ランドシュタット、欧州をリードする地域 第 1 章　Randstad 2040 1.1　求められるビジョン 1.2　ビジョンの骨格の形成 1.3　ビジョンの位置づけ 1.4　ブックマーク［ビジョンの構成］ 第 2 章　強みと弱み 2.1　イントロダクション 2.2　ランドシュタットの空間構造 2.3　ランドシュタットの環境面 2.4　ランドシュタットの経済面 2.5　ランドシュタットの社会面 2.6　空間的需要 2.7　ランドシュタットの評価 第 3 章　主要目標と選択 3.1　主要目標 3.2　空間的選択［とるべき道］ 3.3　質の選択 第 4 章　アジェンダ 4.1　実施計画 4.2　政策・知識・投資 4.3　アクションの概要
	主な特徴 key features of the plan	Randstad2040 は、新空間計画法に基づく国レベルの構造ビジョンとして 2008 年 9 月 5 日に策定された。国土空間戦略ではランドシュタットに関する長期的展望に関する記述が不十分であり、欧州の他の地域と比べてランドシュタットの競争力が劣っていることから、そのような展望が必要であるという認識があった。このビジョンはそれに対する答えであり、ランドシュタットを欧州において持続的かつ競争力のある地域へと転換していくための計画である。

国土政策関連図 examples of spatial policy-related maps	全国計画図 [18] national spatial development strategy plan map [19]	**National Spatial structure: economy, infrastructure and urbanization** 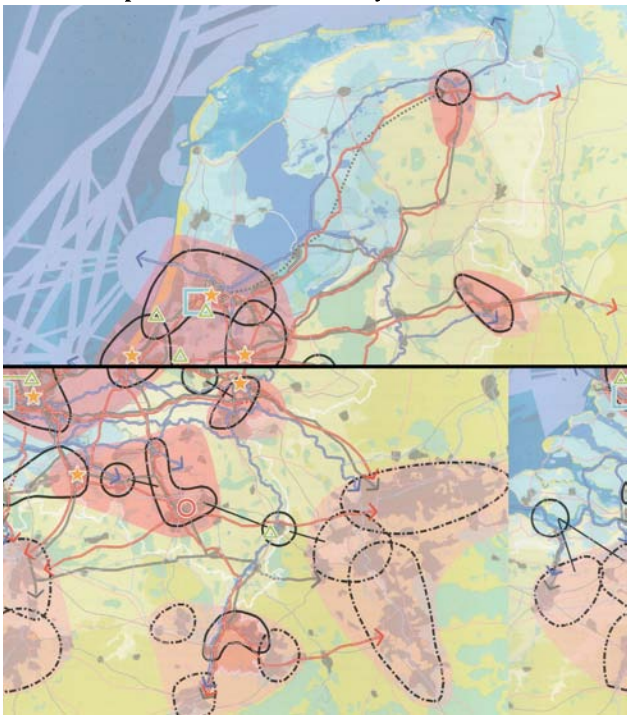 Economic core area Economic core area in neighbouring countries (indicative) Main port Brainport Greenport Major transport axis: water Major transport axis: railways Zuiderzee link/ Ijzeren Rijn missing link Major transport axis: motorway Motorway missing link Sea/shipping lane National Urban Network Urban network in neigbouring countries (illustrative) National city key project

	地方計画図[20] regional plan map[20]	南ホラント州構造ビジョン（素案） 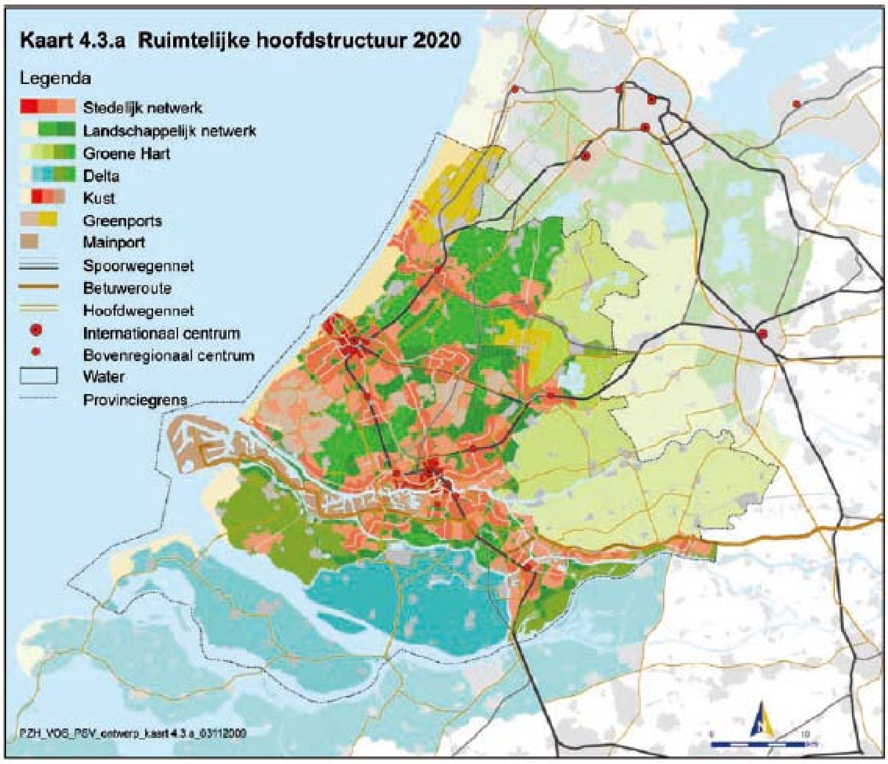 出所：Ontwerp Provinciale Structuurvisie (Provincie Zuid-Holland, 2009 年 11 月)

<table>
<tr>
<td></td>
<td>大都市圏計画図
plan map of a major metropolitan region</td>
<td>

Randstad2040 Structural Vision

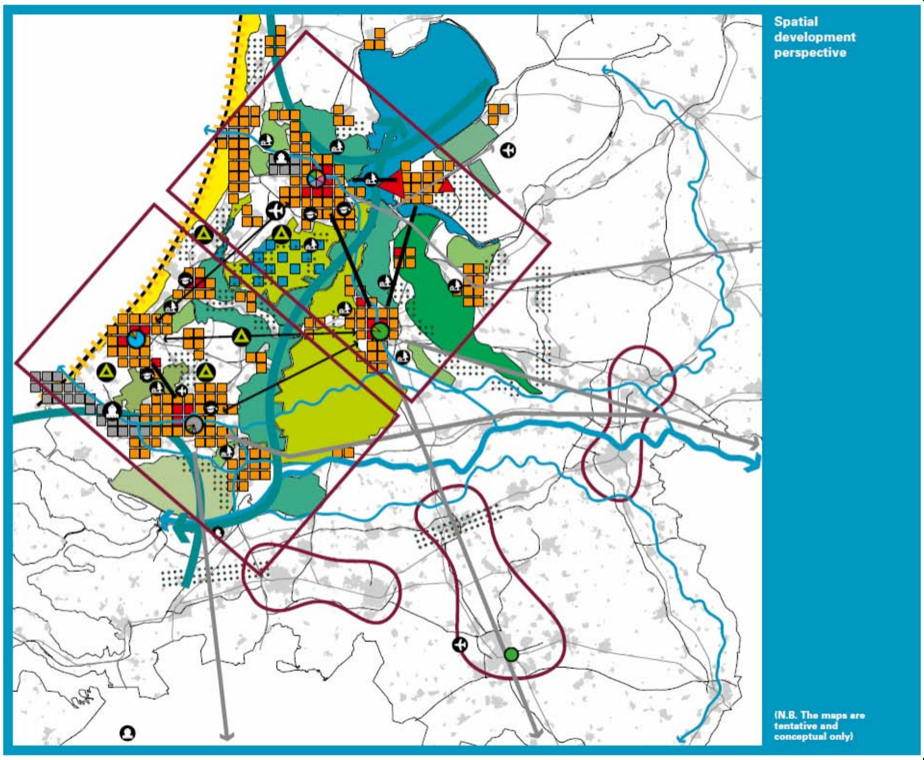

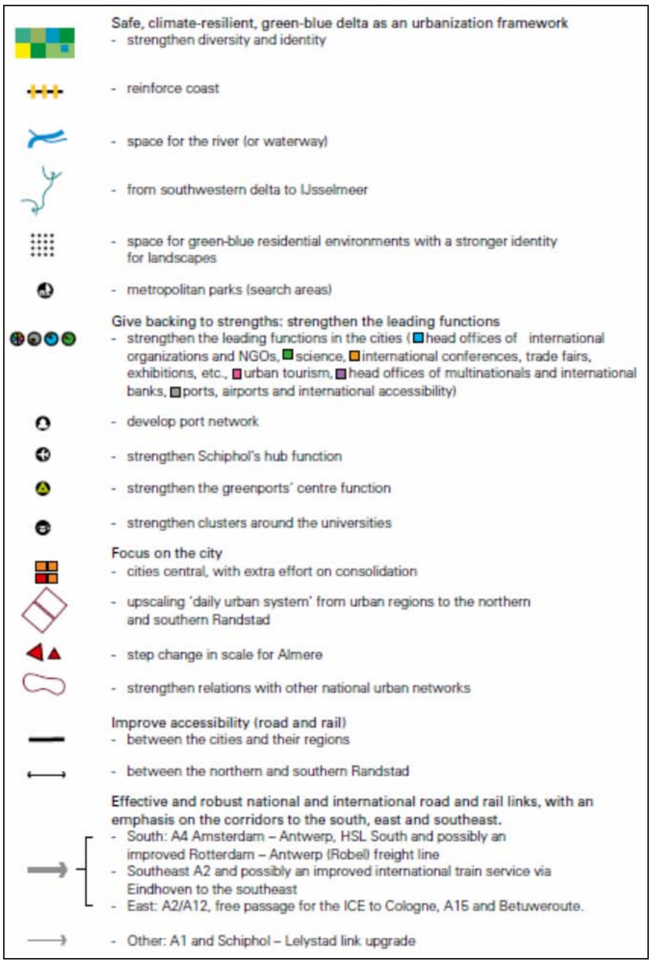

</td>
</tr>
</table>

	都市計画図 city planning map	アムステルダム市構造ビジョン（策定中） 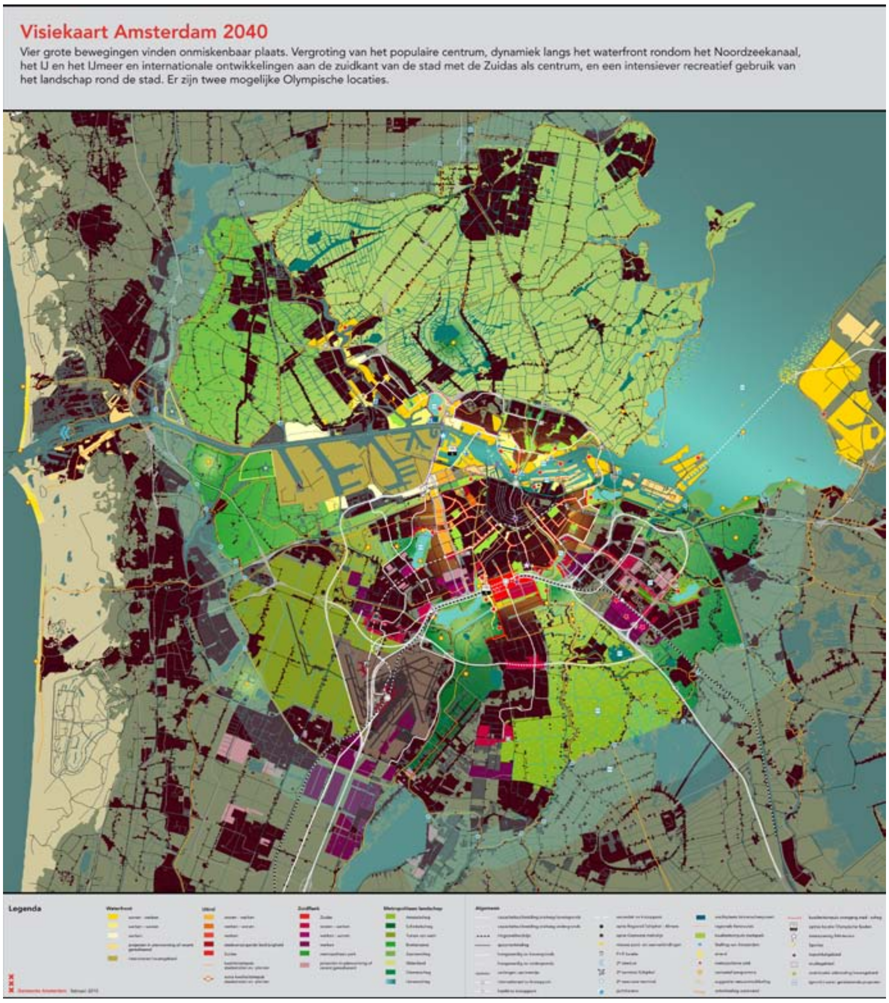 出所：Ontwerp Structuurvisie Amsterdam 2040
主要施策の実施状況 status of the implementation of key policy measures		
国土政策の実施と評価の仕組み systems for the implementation and evaluation of national spatial policy	実施の仕組み implementation system	法的枠組み：ガバナンス・モデル（できるところでは分権化し、必要な場合のみ集権化する）には都市計画法の改正が必要である。改正法は 2008 年に制定される見込みである。これにより、法律は戦略におけるガバナンスの理念により沿った形となるであろう。 新しい土地政策だけでなく、土地利用法(Landinrichtingswet)の後継法である農村計画法(Wet Inrichting Landelijk Gebied WILG)も国土空間戦略の適切な実施を促進するであろう。 様々な投資スキームが国土空間戦略の目標の実現に寄与する。例えば、第二次都市再生投資予算（ISV-2）や農村地域投資予算（ULG）である。 実現に向けた権限を有する機関： 国は、もはやあらゆる計画課題に関わることは望まないので、その役割は異なる。課題の利害関係によっては、国が責任を持つ主体となる（例えば、オランダの大規模河川に関する政策の形成など）か、あるいは特定の開発を奨励したり促進することがある。これは都市内外の緑樹の開発にも適用される。国はこれを促進するが、最終的な権限は、それを実現する計画を作成しなければならない州、都市地域圏、基礎自治体に属する。他のケースでは、国は下位政府の作成する計画が国の設定する基準に合致しているかどうかを監視する監督主体としての役割を担う。

	評価の仕組み evaluation system	国土空間戦略の実施は 2 年ごとに評価される。この評価はオランダ空間研究所（Netherlands Institute for Spatial Research (RPB)）およびオランダ環境評価機関（Netherlands Environment Assessment Agency (NMP)）によって行われる。 両機関とも、オランダで実際に行われている空間開発を監視する。これらの開発は国土空間戦略における政策目標と比較される。結果は国土空間戦略の実施アジェンダの更新に用いられる。
主要施策の実施状況 status of the implementation of key policy measures	社会経済開発計画 socio-economic development plan	該当しない。
	空間計画 spatial/physical plan	国は最初の実施結果には満足している。最初の実施アジェンダで発表されていた殆どの行動は実現されたか、進行中である。次期に向けて、国は、国レベルの重要性を持つ課題があれば、国の関与を強めたいと考えている。空間政策の実行のためにさらなる財源が利用可能となるであろうし、また空間的投資を含む国レベルの空間的に関連した課題に向けた実施アジェンダの作成にも賛同が得られるだろう。
	大都市圏整備計画 plans for major metropolitan regions	主要な大都市圏は国土空間構造に含まれており、国レベルの重要性を持つと考えられている。そのため、国はこれらの地域の開発に強く関与する。Northwing 地域と Southwing 地域については、開発プログラムが作成されている。これらのプログラムでは、年ごとに着手される行動が記述されている。大臣が開発プログラムを調整している。このアプローチは、実施の迅速化を図り、これらの地域における数多くの取り組みとプロジェクトの間の一貫性とシナジー効果を実現するために国が用いている手法である。一般的に実施されているいくつかの評価（根拠？）によれば、関連するすべての大臣は実施に満足している。

地域別主要データ[22] key statistics by region[21]

土地利用

land use change by region

	Period	Total area	Infra	Built up area	Nature &Water	Recrea-tion	Agricul-ture
Regions	**(Hectares)**						
Groningen	1996	296709	6347	17002	75139	3515	194706
	2000	296792	6377	18309	76183	3627	192296
	2003	296791	6456	18340	77883	3669	190443
Friesland	1996	574075	8622	16244	277035	4380	267794
	2000	574088	8731	17936	277867	4607	264947
	2003	574086	8736	18644	278447	4682	263577
Drenthe	1996	268049	6713	14263	45575	4332	197166
	2000	268038	6769	15291	46855	4420	194703
	2003	268036	6861	16195	47055	4768	193157
Overijssel	1996	342004	10120	23505	56182	6162	246071
	2000	342086	10135	25467	56629	6228	243627
	2003	342087	10259	26420	55919	6641	242848
Flevoland	1996	241231	3451	8142	121392	3530	104716
	2000	241230	3434	9429	121750	3775	102842
	2003	241230	3458	10455	122359	3998	100960
Gelderland	1996	514339	15785	43694	131211	11778	311871
	2000	513651	15630	45817	131964	12118	308122
	2003	513651	15902	48350	130752	12750	305897
Utrecht	1996	143424	5029	20717	28355	4870	84453
	2000	143943	5115	22116	28443	4997	83272
	2003	144911	5415	23288	27042	4991	84175
North-Holland	1996	405908	11217	44652	170375	12012	167652
	2000	405910	11252	47435	170550	12272	164401
	2003	409176	11566	48731	172714	13398	162767
South-Holland	1996	344573	13002	55165	78961	14311	183134
	2000	344575	13086	59033	79559	14597	178300
	2003	340337	13069	60625	79589	15323	171731
Zeeland	1996	293190	7348	12682	126391	3766	143003
	2000	293397	7412	13789	126739	3957	141500
	2003	293389	7597	13684	127638	4125	140345
North-Brabant	1996	508186	16923	57393	99696	11534	322640
	2000	508176	17057	61568	100527	12066	316958
	2003	508175	16895	63274	100860	12942	314204
Limburg	1996	220929	7946	29142	40652	6013	137176
	2000	220923	8042	30714	40870	6215	135082
	2003	220923	8052	31476	41009	6415	133971

Land use changes in the Netherlands (1996-2003)

人口
Population change by region

Total regional population growth

Period	2000	2001	2002	2003	2004	2005
Regions	**%**					
Netherlands	0,78	0,74	0,55	0,4	0,29	0.18
Groningen	0,68	0,7	0,44	0,24	0,12	-0,1
Friesland	0,97	0,9	0,57	0,36	0,14	-0,08
Drenthe	1,0	0,9	0,51	0,24	0,2	0,22
Overijssel	0,8	0,71	0,61	0,44	0,35	0,37
Flevoland	3,7	3,89	2,91	2.34	1,65	1,32
Gelderland	0,79	0,77	0,57	0,33	0,26	0,2
Utrecht	0,92	1,02	1,08	0,87	0,78	0,76
North-Holland	0,65	0,63	0,53	0,55	0,46	0,31
South-Holland	0,68	0,66	0,47	0,35	0,19	0,0
Zeeland	0,82	0,62	0,3	0,18	0,25	0,05
North-Brabant	0,81	0,67	0.38	0,28	0,18	0,2
Limburg	0,13	0,05	-0,12	-0,22	-0,23	-0,4

経済的特性
economic characteristic

一人当たり
GRDP
GRDP (gross regional domestic products) per person

Gross Regional Domestic Product per capita (data available until 2004)

Period	2001	2002	2003	2004
Regions	**(1000 Euro)**			
Netherlands	28	29	29	30
Groningen	32	33	35	35
Friesland	23	23	24	24
Drenthe	22	23	23	23
Overijssel	24	25	25	26
Flevoland	20	21	22	22
Gelderland	24	24	25	25
Utrecht	35	36	36	36
North-Holland	31	34	34	35
South-Holland	28	29	30	30
Zeeland	24	26	27	27
North-Brabant	28	29	29	30
Limburg	25	26	26	27

<table>
<tr><th colspan="3">主要情報源 main information sources</th></tr>
<tr><td colspan="2">国土計画局が過去に実施した調査報告書
reports of researches conducted by National and Regional Planning Bureau, MLIT</td><td>○国土計画に関する国際的な情報の収集・分析等の調査業務報告書（平成 16 年度、平成 17 年度）
○国際比較による国土政策･大都市圏計画制度の現状に関する調査　報告書（平成 16 年度）
○諸外国における国土計画制度等の分析調査報告書（平成 13 年度）</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他日本国内の情報源
other information sources in Japan</td><td>■外務省「各国・地域情勢」
http://www. mofa. go. jp/mofaj/area/uk/data. html
■総務省「諸外国の主要指標」
http://www. stat. go. jp/data/sekai/ap. htm
■日本貿易振興機構「国・地域別情報」
http://www. jetro. go. jp/biz/world
■財団法人海外職業訓練協会「各国・地域情報」
http://www. ovta. or. jp/info/europe/unitedkingdom/index. html
■ヨーロッパ各国要覧（外務省欧亜局監修、東京書籍）
■ヨーロッパの国土計画（国土計画協会編、朝倉書店）</td></tr>
<tr><td colspan="2">国際機関、多国籍開発機関等の情報源
sources of information provided by international organizations and multinational development agencies etc.</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">各国の機関
Agencies in charge in each country</td><td>社会経済計画策定機関
Agencies responsible for the formulation of socio-economic development plan</td><td></td></tr>
<tr><td>空間計画策定機関
Agencies responsible for the formulation of spatial/physical plan</td><td>住宅・空間計画・環境省
http://international. vrom. nl/pagina. html?id=7345</td></tr>
<tr><td>大都市圏計画策定機関
Agencies responsible for the formulation of plans for major metropolitan regions</td><td></td></tr>
<tr><td>統計機関
statistical agencies</td><td>Central Bureau of Statistics (CBS) (www.cbs.nl)
Netherlands Institute for Spatial Research (RPB) (www.rpb.nl)</td></tr>
</table>

1 外務省「各国・地域情勢」, http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/netherlands/index.html
2 総務省「諸外国の主要指標」, http://www.stat.go.jp/data/sekai/ap.htm

3 Population Division of the Department of Economic and Social Affairs of the United Nations Secretariat 'World Population Prospects: The 2004 Revision and World Urbanization Prospects: The 2005 Revision', http://www.un.org/esa/population/publications/WUP2005/2005wup.htm

4 World Bank 'Data & Statistics', http://devdata.worldbank.org/external/CPProfile.asp?PTYPE=CP&CCODE=NLD

5 国際労働事務局（2005）『国際労働経済統計年鑑　2003 年版』（二宮書店（2006）『データブック　オブ･ザ･ワールド　2006　Ｖｏｌ.18』からの引用）

6 World Bank Group 'World Development Indicators', http://devdata.worldbank.org/wdi2005/Cover.htm（二宮書店（2006）『データブック　オブ･ザ･ワールド　2006　Ｖｏｌ.18』からの引用）

7 **City-regions**
http://www.stadsregios.nl/(in Dutch only!)

8 **Statistical Bureau**
http://www.cbs.nl/en-GB/menu/themas/mens-maatschappij/bevolking/publicaties/artikelen/2006-2065-wm.htm?languageswitch=on
http://www.cbs.nl/en-gb/menu/themas/mens-maatschappij/bevolking/publicaties/artikelen/archief/2005/2005-1655-wm.htm

9 **Ministry of Economic Affairs**
http://www.minez.nl/content.jsp?objectid=140519 (in Dutch only)

10 **AVV Transport Research Centre**
(Infrastructure in the Netherlands, key figures 2004)
http://www.rws-avv.nl/servlet/page?_pageid=116&_dad=portal30&_schema=PORTAL30&p_item_type=product&p_theme_id=4071

11 **National Harbour Council (Havenraad)**
http://www.havenraad.nl/extdomein/havenraad/facts_figures/index.aspx

12 **AVV Transport Research Centre (freight transport statistics 2nd edition 2004)**
http://www.rws-avv.nl/servlet/page?_pageid=116&_dad=portal30&_schema=PORTAL30&p_item_type=product&p_theme_id=4069

13 **Ministry of Agriculture, Nature and Food Quality (Agenda for a living countryside, vision)**
http://www9.minlnv.nl/servlet/page?_pageid=675&_dad=portal30&_schema=PORTAL30&p_item_id=80476

14 **Ministry of Spatial Planning, Housing and the Environment (Summary National Spatial Strategy 2004)**
http://www.vrom.nl/pagina.html?id=2706&sP=1

15 **Ministry of Spatial Planning, Housing and the Environment (New Spatial Planning Act gives space, November 2006)**
http://www.vrom.nl/pagina.html?id=2706&sP=1

16 2010 年２月、南ホラント州へのヒアリング調査による。

17 **Ministry of Spatial Planning, Housing and the Environment (Summary National Spatial Strategy 2004)**
http://www.vrom.nl/pagina.html?id=2706&sP=1

18 **Northwing Utrecht ('Concept Ontwikkelingsvisie NV Utrecht 9 October 2006') (in Dutch only!)**
http://www.nvutrecht.nl/Producten/downloads+producten/default.aspx

19 **Ministry of Spatial Planning, Housing and the Environment (Summary National Spatial Strategy 2004)**
http://www.vrom.nl/pagina.html?id=2706&sP=1

20 **Bestuur Regio Utrecht (City-region Utrecht)**
http://www.regiotaxiutrecht.nl/downloads/

21 **Central Statistical Bureau (CBS)**

２． ＥＵの国土政策の概要

国名 country name		欧州連合（EU）
国土の概要 country profile		
自然的・地理的・社会的特性 natural/ geographic/ social characteristics	国土面積[1] total land area[1]	434 万 km^2（27 か国。日本の 12 倍）
	加盟国[2] Member countries	27 か国：ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国
	人口[1] population[1]	4.9 億人（2006 年１月。27 か国。日本の約 3.8 倍）
	略史[1] brief history of the union[1]	1952 年　欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）設立（パリ条約発効）。原加盟国：仏、独、伊、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク 1958 年　欧州経済共同体（EEC）、欧州原子力共同体（EURATOM）設立（ローマ条約発効） 1967 年　３共同体の主要機関統合 1968 年　関税同盟完成 1973 年　英国、アイルランド、デンマーク加盟 1979 年　欧州議会初の直接選挙実施、欧州通貨制度（EMS）導入 1981 年　ギリシャ加盟 1986 年　スペイン、ポルトガル加盟 1987 年　「単一欧州議定書」発効 1992 年末　域内市場統合完成 1993 年 11 月　マーストリヒト条約（欧州連合条約）発効 1994 年１月　欧州経済領域（EEA）発足 1995 年１月　オーストリア、スウェーデン、フィンランド加盟 1999 年１月　経済通貨同盟第３段階への移行（ユーロの導入） 1999 年５月　アムステルダム条約（改正欧州連合条約）発効 2002 年１月　ユーロ紙幣・硬貨の流通開始 2002 年７月　ECSC 条約の失効、ECSC 解消 2003 年２月　ニース条約（改正欧州連合条約）発効 2004 年５月　中東欧等 10 か国が加盟 2005 年 10 月　トルコ、クロアチア、ＥＵ加盟交渉開始 2007 年１月　ブルガリア、ルーマニアＥＵ加盟
経済的特性 economic characteristics	名目 GDP[2,4] nominal GNP[2,4]	12 兆 5,061 億ユーロ（2008 年）
	一人当たり GNI[1,4] GNI per person[1,4]	25,500 ユーロ（2008 年）
	経済成長率(%)[1] economic growth rate (%)[1]	2.9（2007 年）0.8(2008 年）▲ 4.1(2009 年）0.7（2010 年)1.6(2011 年) 2008 年は実績見込み、2009 年以降は見通し）(EU27 か国)（欧州委員会 2009 年春の経済見通し）外務省ホームページ

	物価上昇率(%)[1] inflation rate (%)[1]	2.4（2007 年 、3.7（2008 年)、1.0（2008 年）1.3(2010 年)、1.6（2011 年）2008 年は実績見込み、2009 年以降は見通し）(EU27 か国)（欧州委員会 2009 年春の経済見通し）外務省ホームページ
	失業率(%)[1] jobless rate (%)[1]	7.1%2007 年)、7.0%（2008 年)、9.1%（2009 年）10.3%（2010 年)、10.2%（2011 年）2008 年は実績見込み、2009 年以降は見通し）(EU27 か国)（欧州委員会 2009 年春の経済見通し）外務省ホームページ
欧州連合の機構 Structure of European Union	立法機関 [1] Parliarment[1]	**欧州議会（諮問・共同決定機関）** 諮問的機関から出発し次第に権限を強化、特定分野の立法における理事会との共同決定権、EU 予算の承認権、新任欧州委員の一括承認権等を有する。定員は 785 名、各国を一つの選挙区とする直接選挙（定員は各国の人口に配慮し配分、選挙方式は国により異なる）により選出。

	執行機関[1] Executive body[1]	**１. 欧州理事会　（政治レベルの最高協議機関）** EU 各国首脳及び欧州委員会委員長により構成（理事会議長国首脳が議長を務め通常年４回開催）。欧州連合の発展に必要な原動力を与え一般的政治指針を策定する。共通外交安全保障政策の共通戦略を決定。議長国は半年交替の輪番制。 リスボン条約（2009 年）により、欧州理事会常任議長（任期は２年半）が創設され、ヘルマン・ファン＝ロンパイ前ベルギー首相が就任した。 **２. 閣僚理事会（決定機関）** EU 各国の閣僚級代表により構成される EU の主たる決定機関（総務・対外関係理事会、経済・蔵相理事会等分野毎に開催される）。議長国は欧州理事会と同様。 **３. 欧州委員会（執行機関）** 加盟国の合意に基づき欧州議会の承認を受けた委員で構成（各国１名の計 27 名、任期５年）。省庁に相当する「総局」にわかれ、政策、法案を提案、EU 諸規則の適用を監督、理事会決定等を執行（共同体事項につき対外的に EU を代表）。 • 委員長　ジョセ・マヌエル・バローゾ（Jose Manuel BARROSO、元ポルトガル首相） • 対外関係担当委員　ベニタ・フェレーロ＝ヴァルトナー（Benita FERRERO-WALDNER、元オーストリア外相） • 貿易担当委員　ピーター・マンデルソン（Peter MANDELSON、元北アイルランド担当大臣（英国））
	欧州連合の機構図	EU は以下に挙げる機関によって運営されている。民主的に選ばれた欧州議会、加盟国を代表する閣僚によって構成される欧州連合理事会、元首・政府首脳から成る欧州理事会、基本条約の守護者であり、共同体法を提案し実施する権限をもつ欧州委員会、共同体法が遵守されるように図る欧州裁判所、そして、ＥＵの財政管理を監査する会計監査院である。さらに、諮問機関として、経済社会評議会、地域委員会がある。また、バランスのとれたＥＵの発展に寄与するプロジェクトの資金調達を円滑に進めるために欧州投資銀行が設立されている。

欧州委員会の構成[9,10,11]
9,10,11

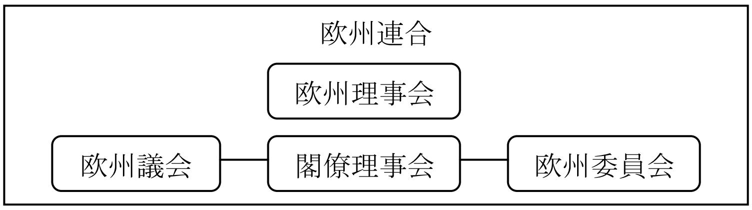

行政執行機関である欧州委員会には、EU の権限に属する政策部門の担当部局がおかれ、地域政策については地域政策総局が担当する。

European Commission　欧州委員会

- Policies　政策部門
  - DG for Agriculture and Rural Development　農業・農村開発総局
  - DG for Competition　競争総局
  - DG for Economic and Financial Affairs　経済・金融総局
  - DG for Education and Culture　教育・文化総局
  - DG for Employment, Social Affairs and Equal Opportunities　教育・社会問題・機会均等総局
  - DG for Enterprise and Industry　企業・産業総局
  - Environment DG　環境総局
  - DG for Fisheries and Maritime Affairs　漁業・海事総局
  - Health and Consumer Protection DG　保健・消費者保護総局
  - Information Society and Media DG　情報社会・メディア総局
  - DG Internal Market and Services　域内市場・サービス総局
  - DG for Justice, Freedom and Security　司法・自由・安全総局
  - DG for Regional Policy*　地域政策総局*
  - Research DG　研究総局
  - Taxation and Customs Union DG　租税・関税同盟総局
  - DG for Transport and Energy　運輸・エネルギー総局
  - Joint Research Centre　共同研究センター
- External Relations　対外関係部門
  - DG Development　開発総局
  - DG for Enlargement　拡大総局
  - External Relations DG　対外関係総局
  - DG for Humanitarian Aid　人道援助総局
  - DG Trade　貿易総局
  - EuropeAid - Co-operation Office　欧州援助協力局
- General Services　総合サービス部門
  - DG Communication　広報総局
  - European Anti-Fraud Office　欧州不正対策局
  - Eurostat　統計局
  - Publications Office　出版局
  - Secretariat General　事務総局
- Internal Services　対内サービス部門
  - DG for Budget　予算総局
  - DG for Informatics　情報通信総局
  - DG Internal Audit Service　内部監査総局
  - DG for Interpretation　通訳総局
  - DG for Legal Service　法務総局
  - DG for Personnel and Administration　人事・総務総局
  - DG for Translation　翻訳総局
  - Bureau of European Policy Advisers　欧州政策諮問部
  - Infrastructures and Logistics　インフラ・ロジスティックス局

国土政策上の課題 Issues in national spatial policy		
地域政策の経緯 evolution of national spatial policy	略史[12] brief history[12]	・1957 年のローマ条約では、その前文において「諸国の経済の一体性を強化し、かつ、地域間の格差解消および一層不利な条件にある地域の遅れを縮小することにより、調和した発展を確保する」とされた。 ・1958 年、欧州社会基金(European Social Fund :ESF)、欧州農業指導保証基金(European Agricultural Guidance and Guarantee Fund :EAGGF) 設置。 ・1975 年、欧州地域開発基金(European Regional Development Fund :ERDF)が設置され、低開発地域に対する加盟国の予算の再配分による地域政策が本格的に開始される。 ・1986 年の単一欧州議定書において「経済的・社会的結束の強化と地域間格差の解消および条件不利地域の遅れの縮小」が目標として掲げられ、初めて地域政策に関する条文上の明確な規定・根拠が与えられた。 ・1988 年に 1989～1993 年期間に向けた構造基金改革が行われ、４つの原則の確立、基金運用手法の改正が行われた。この時期に EU の地域政策の仕組みの基礎がほぼ固まった。 ・1980 年代には環境総局が設置され、環境アセス指令（1985 年）などが採択される。 ・1992 年のマーストリヒト条約により、欧州連合(European Union)が確立、経済・通貨統合および単一市場の形成が目指される。また、最も開発の遅れた加盟国に対して環境および交通分野で支援する結束基金(cohesion fund)が設置される。運輸政策分野では、マ条約では、欧州横断ネットワーク(Trans-European Networks :TENs)の形成が規定される。 ・1994～99 年期間では、漁業指導財政手段(Financial Instrument for Fisheries Guidance :FIFG)が設置される。 ・1999 年、加盟各国の空間計画担当大臣により、欧州委員会および加盟国の空間計画に関する議論の成果として、欧州空間発展展望(European Spatial Development Perspective :ESDP)が最終合意された。 ・1999 年に構造基金改革が行われ、目標等が整理統合されるとともに、2000～06 年期間では、中東欧の加盟交渉国における経済・社会的開発と環境保全を促進するための Phare プログラムを補完する支援手段（加盟交渉国のための構造政策(ISPA)、農業・農村開発に関する特別プログラム(ISPA)）も設けられた。 ・2000～01 年、リスボン戦略（2000 年）およびヨーテボリ戦略（2001 年）が欧州理事会で採択され、競争的かつダイナミックなナレッジ・ベースの経済発展および持続的発展が目指される。 ・2004 年 1 月、中東欧 10 カ国が加盟、25 カ国体制に。10 月、欧州憲法制定条約調印。 ・2007 年、27 カ国体制に。2007～13 年を期間とする結束政策が開始される。 ・2009 年 12 月 1 日に発効したリスボン条約において、経済・社会的結束と並んで新たに地域的結束（territorial cohesion）」が位置づけられた。（なお、地域的結束は、2004 年の EU 憲法条約で位置づけられたが、同条約は一部加盟国で批准されなかった。） ・2010 年 3 月現在、リスボン戦略に替わる新たな経済戦略として、「欧州 2020 戦略（the Europe 2020 Strategy）の策定が進められている。

	空間開発のテーマの変遷 key themes of spatial development	・EU では National Development Plan に厳密に相当する計画はなく、EU の地域政策の枠組みの中で各加盟国が策定するものである。 ・EU レベルでは、地域政策実施に当たっての規則（regulation、EU 法令のひとつ）、指針（guidelines）を示している。 ・主要なテーマは、一貫して「域内の地域的不均衡の是正」であると言える。その中で、その目的を達成するための仕組み（制度）を幾度の改革によって改善してきた。 ・ESDP の目標は、経済的・社会的結束を強化することによって均衡ある持続的発展を達成するという EU の目的に基づいている。持続的発展を促進するために、基本方針として、下記の 3 つの方針が合意されている： (1)バランスのとれた多極分散型の都市システムと新たな都市・農村関係； (2) インフラと知識へのアクセシビリティの公平性の確保； (3) 持続的発展、自然文化資源の賢明な管理と保全 [13]
都市問題 urban problems	大都市圏における都市化の動向と政策課題 urbanization trend and policy issues in major metropolitan regions	**1950 年代以降の大都市圏における都市化の動向と政策の変遷** ・EU レベルでは、中心地域あるいはペンタゴンと呼ばれる地域（イングランドの北部ヨークシャー、フランスのフランシュ＝コンテ州（地域圏）、北部ドイツのハンブルグ、北部イタリアのミラノに及ぶ地域）に経済活動と人口が大きく集中しており、第二次結束レポート（2001 年）の段階では、EU15 ヶ国のうち、面積で 18％、人口で 41％、GDP の 48％、研究開発支出の 75％を占めていた。EU 拡大では、面積と人口の拡大に比べて GDP の増加は比較的小さいため、この集中の度合いは高まることになる [14]。 **大都市圏における現在の主要課題と政策** ・ESDP では、中心部と、拡大していく周辺部との地域間格差を縮小するために新たな空間発展戦略が必要であり、多核的でバランスのとれた空間発展が目指されるべきだとしている。 ・多核的でバランスのとれた空間発展のために、大都市圏に関しては以下のような政策が提案されている： - 質の高い多様な機能とサービスを持ちグローバルな経済的まとまりを持った広域都市圏を複数形成すること - TENs 政策や国際・地域間交通ネットワークの改善を通じて、都市のクラスターによる多核的かつバランスのとれた都市圏構造としていくこと - 都市圏の戦略的役割を強化し、周辺地域の発展につながるゲートウェイとしての役割を果たすこと （Policy Options1,2,6, etc.） [13]。

	大都市圏以外での都市化の動向と都市政策の課題 urbanization trend and policy issues in the small to medium cities	**1950 年代以降の都市化の動向と都市問題** [13] ・大都市地域は経済活動および人口の増加にともなって周辺農村部へと拡大している傾向にあり、'rurban'と呼ばれる地域が形成されつつある。 ・無秩序な拡大によって、私的交通の増加、エネルギー消費の増大、インフラ・サービスのコスト増、農村・環境の質に対する悪影響などの都市問題が生じてきている。また、都市周辺地域に対する開発圧力も増している。 **都市開発政策** [12] ・EU は構造基金による地域政策において、都市地域および危機に瀕している周辺地域の再生のため、共同体主導枠のひとつとして、URBAN プログラムを実施してきた。 ・2000-2006 年期間に実施された URBANⅡプログラムの目的は、中小都市および主要な広域都市圏内の衰退地域を、経済的・社会的に復興させるための革新的戦略を計画・実行すること、そしてＥＵにおける都市の持続的発展に関する知識と経験を深め、共有することであった。 ・2007-2013 年結束政策では、URBAN は主要目的に統合された。また、都市開発や中小企業支援のための融資の仕組みとして、欧州投資銀行、欧州評議会開発銀行などとの協力による JESSICA(Joint European Support for Sustainable Investment in City Areas)や、欧州投資銀行、欧州投資基金との協力による JEREMIE (Joint European Resources for Micro to medium Enterprises)イニシアチブがある。 ・加盟国の都市開発担当大臣によって合意された「持続可能な欧州都市に関するライプツィヒ憲章」（2007 年 5 月）では、都市が都市地域圏における社会的・経済的発展のエンジンとしての役割を果たし、欧州の都市の競争力を高めるため、統合的都市開発政策の重要性（部門政策の調整、都市から都市地域圏レベルでの調整、市民参加；知識産業や創造的労働力を惹きつける質の高い公共空間の創造；都市地域圏のアクセス性を高め、気候変動にも対応するための交通、生活基盤、情報インフラの充実、コンパクトな居住形態の推進；イノベーションや教育政策の充実）、失業率が高く社会的排除がみられる恵まれない近隣地区への配慮（既存建築物の改善など物的環境の向上；地域経済・労働力市場政策の強化；若者・子供に対する教育・訓練の充実；利用しやすい都市交通の充実）が掲げられている。 ・ヨハネス・ハーン新地域政策担当欧州委員は、次期地域政策において都市問題を重視する姿勢であると言われている[1]。

後進地域の動向・現状と政策課題 trend, actual condition, and policy issues of regional disparity, geographically disadvantaged regions (economically backward)	**後進地域の状況** ・ESDP において、ロンドン、パリ、ミラノ、ミュンヘン、ハンブルグを含み、EU の面積の 20％を占める中心地域に、EU の人口の 40％、GDP の 50％が集中していると認識している。しかし、ポルトガル、スペイン南部、イタリア南部、ギリシャに至る EU の南の境では、一人当たり GDP は EU 平均の 50～65％にしか満たない [13]。 ・第三次結束レポートでは、EU における所得と雇用の格差は過去 10 年間、特に 1990 年代半ばで縮小してきているが、その一方で、依然として大きな差が残っており、また新規加盟国（2005 年に加盟した 10 か国）が加盟することにより、所得と雇用の地域間格差はさらに拡大すると認識されていた。10 か国の一人当たり GDP は、既存加盟国 15 か国の平均の半分以下であったためである。 ・第四次結束レポートによれば、新規加盟国の 1995-2005 年における一人当たり GDP の成長は EU27 カ国平均を上回っており、2000 年以降で見れば、購買力基準で見て最も一人当たり GDP が低い水準の国において、成長が最も著しい（EU27 カ国平均を 5％上回っている）。旧結束基金対象国であるギリシャ、スペイン、アイルランド、ポルトガルについては、アイルランド、スペイン、ギリシャは 1995 年から 2005 年の成長が EU 平均を上回っているが、ポルトガルは 2000 年以降下回っている状況である。 地域レベルで見ると、NUTS2 地域の上位 20%の地域と下位 20％の地域との間の格差（一人当たり GDP）は、1995 年から 2004 年の間で縮小している。 ・2010 年 2 月に公表された購買力基準でみた一人当たり GDP データによれば、最も高い地域（英国・インナーロンドン、EU 平均の 334％）と最も低い地域（ブルガリアの Severozapaden、同 26％）とで、約 12.8 倍の差があった。 ・条件不利地域（島嶼部、北部の人口がまばらな地域、山間部）では人口減少と高齢化が進行しており、アクセシビリティが依然として問題であり、火事や干ばつ、洪水などによって環境面でも脅威にさらされている [14]。 **後進地域開発政策** ・欧州地域開発基金(ERDF)の設立以降、域内の地域間格差の是正のため、経済的・社会的結束を目的とした地域政策が実施されている。 ・地域政策は、構造基金(structural funds)および結束基金(cohesion fund)を通じて行われ、欧州委員会が加盟国との協議の上で複数の優先目標、対象地域を決定する。 ・2007-2013 年の結束政策(cohesion policy)では、低開発地域の支援を行う「収斂(convergence)」、工業地域や都市・農村問題、地域の競争力向上を図る「地域の競争力・雇用(regional competitiveness and employment)」、国家間に渡る地域開発を支援する「欧州空間連携(European territorial cooperation)」が優先目標として設定されている [12]。

地域産業政策の変遷と現状、政策課題 [12] transition and current policy issues of regional economic development policy[12]	**1950 年代以降の地域開発政策の変遷** ・1958 年：欧州社会基金(European Social Fund :ESF) ・1962 年：欧州農業指導保証基金(European Agricultural Guidance and Guarantee Fund :EAGGF) 設置。 ・1975 年：最も貧しい地域に対して加盟国の予算の一部を再配分するための欧州地域開発基金(European Regional Development Fund :ERDF) を設置。 ・1986 年の単一欧州議定書において、南部の加盟国および他の低開発地域において単一市場による負担を相殺するための本格的結束政策の基礎が定められる。 ・1989-1993 年：1988 年 2 月のブリュッセルでの欧州理事会において、Solidarity Funds（現行の構造基金）の見直しが行われた。 ・2000-2006 年：1999 年 3 月のベルリンでの欧州理事会において、構造基金改革が行われた。加盟交渉国のための構造政策手段、農業・農村開発プログラムにより、中東欧諸国への支援を目的とした Phare プログラムが完全なものとなった。 ・2000-2001 年：リスボンにおける欧州理事会（2000 年 3 月）において、雇用および EU を「2010 年までに世界で最も競争力がありダイナミックな知識型経済」とすることを主眼とした戦略を採択。ヨーテボリ理事会（2001 年 6 月）にはこの戦略は持続的開発と結び付けられた。 ・2006 年：5 月 17 日、欧州理事会、欧州議会、欧州委員会は 2007-2013 年の予算で合意。8 月 1 日、2007-2013 年期間の構造基金を運用する規則が施行された。10 月 6 日、欧州理事会は「結束に関する共同体戦略指針」を採択。この戦略は 2007-2013 年の原則と優先すべきものの新しい政策の枠組みの基盤となる。 **後進地域の経済開発に関する主要政策** ・「収斂」目標は、最も開発が遅れている加盟国・地域に向けて、成長を促進する環境と、実際の収斂に繋がる要素を整えることを目的としている。EU27 ヶ国では、この目標は 17 カ国、84 地域に関係する。対象地域は 1 億 5400 万人の人口を有し、一人当たり GDP は共同体平均の 75％未満である。また、移行措置として、拡大 EU による統計的な影響によって GDP が若干上回る 16 地域（人口 1640 万人）も対象としている。収斂目標に充当される予算は 2828 億ユーロであり、全体の 81.5％を占める。 **主要な産業開発政策（外国直接投資（FDI）促進政策、イノベーション政策、競争力強化政策）** ・「収斂」対象以外の地域では、雇用だけでなく、競争力と魅力の強化を狙いとする「地域の競争力・雇用」目標が設定されている。第一に、開発プログラムにより、地域が革新、知識社会の推進、起業、環境保全、アクセシビリティの改善を通して経済変化に対処できるようにする。第二に、労働力の確保、人的資源への投資によって、よりよい仕事を支援する。EU27 ヶ国においては、168 地域（3 億 1400 万人）が適用対象地域となる。予算は 550 億ユーロと、全体の 16％弱の配分である。19 カ国がこの目標に関係する。

社会資本整備 [13, 15] provision of infrastructure[13, 15]	道路 Roads	**現況** [14] ・道路の整備状況は、EU25 カ国で自動車高速道路 60,216km、国道・県道(provincial roads)・市道(communal roads)をあわせて 4,732,617km である。（※加盟国によって統計上国道・県道の区別がない場合があり、また統計年が異なっている（2000～2005 年）） **近年の整備状況と課題・政策** [15] ・1991 年以降、EU15 カ国の道路網の総延長は大きく変化していないが、高速自動車道路の総延長は 27％増加した。その殆どは結束基金の支援を受けている加盟国、特にポルトガルとスペインにおけるものである。 ・だが、スペインおよびギリシャの道路ネットワークの密度は、全体としては EU15 カ国平均の半分以下であり、ポルトガルも平均を下回っている。対照的に、アイルランドは平均を上回っている。 ・目標 1 地域全体の高速自動車道路網密度は、1991 年における EU 平均の約 3 分の 2 から 2001 年には約 80％程度まで増加した。 ・新規加盟国では、道路網および高速自動車道路網のいずれも、EU15 カ国平均を下回っており、約 6 倍の差がある。 ・新規加盟国における道路建設は比較的早いペースで行われているが、これらは首都の周辺か西欧に抜けるルートに集中している。また、道路状態が悪いため、交通事故の割合が高くなっている。 ・新規加盟国の道路ネットワークを統合化し近代化することによって、既加盟国の既存ネットワークと効果的に連結すること、TENs の促進が今後の課題である。
	港湾 ports and harbors	**現況** [16] ・EU15 ヶ国では、少なくとも 100 万トンの貨物量を扱っている「主要港」は 261 あり、合わせると国の全貨物交通量の 80％以上を取り扱っている（2001 年） ・加盟交渉国（トルコを含む 13 ヶ国）では、年間 100 万トン以上の貨物量もしくは 20 万人以上の旅客量を取り扱う「主要港」は 40 ある（2001 年）。 **近年の整備状況と課題・政策** [15] ・EU15 カ国内部の貿易のうち約 28％が海路において行われている。過去 10 年間、欧州の港における総貨物輸送量（第三国含む）は、20％以上増加し、コンテナ輸送は倍増した。地中海のコンテナ港は北部の港よりも高い利用を示しており、EU の 8 大コンテナ港のうち 3 箇所が地中海に面している。 ・新規加盟国における短距離の海運の開発は、周辺地域の港湾を再生し、交通問題を改善させるだけでなく、経済開発も支援することになる。 ・EU15 カ国における内陸の水路では貨物輸送の約 4％を賄っているが、過去 10 年間でその利用は減少している。 ・内陸だけでなく周辺地域においても、短距離の海運を促進させること、他の交通手段との連携を強化することが今後の課題である。

	空港 airports	**現況** [14] ・EU25 カ国で、年間輸送客が 1000 万人以上の空港は 27、500～1000 万人が 24、100～500 万人が 85、50～100 万人が 46、10～50 万人が 102、1.5～10 万人が 88 である。（2005 年） ・EU25 カ国における航空貨物利用は 2.5 (1000 mio tkm)であり（2005 年）、1995-2005 年で 31.1％増加している。 ・EU25 カ国における航空旅客利用は 482 (1000 mio pkm)であり（2004 年）、1995-2004 年で 48.8％増加している。 **近年の整備状況と課題・政策** ・空港は地域経済を牽引する役割もあり、経済・社会・地域的結束に資するという観点から、空港の建設、運営、サービスに対して、加盟国の補助金に上乗せする形で、EU が補助する仕組みがある。
	鉄道 railways	**現況** [14] ・EU25 カ国における鉄道網の総延長は、197,937km（2004 年）であり、1970 年の 230,650km に比べて減少している。 ・EU25 カ国で、貨物利用は 372.2 (1000 mio tkm)（2005 年）、旅客利用は 359.0 (1000 mio pkm)（2005 年）。 **近年の整備状況と課題・政策** [15] ・EU15 カ国における鉄道網の総延長は、1991 年と比較して 3％程度、1970 年と比べれば 10％程度減少した。結束基金の支援を受ける 4 カ国については、鉄道網密度は EU 平均の 55％程度に過ぎない（但しアイルランドは EU 平均の 80％である）。目標 1 地域全体では、EU15 カ国平均の 75％程度であり、1991 年から殆ど変化していない。 ・電化が進められ、過去 10 年間で鉄道ネットワークの近代化が行われたが（1991 年は 40％、2001 年は 47％）、複線化の進捗は限定的である（39％→41％）。これは結束基金の支援を受ける 4 カ国も、目標 1 地域も、それ以外の地域と同様であるため、格差は改善されていない。2001 年段階で、結束諸国および目標 1 地域の 40％が電化され、結束諸国では 24％、目標 1 地域では 13％が複線化されているに過ぎない。 ・新規加盟国における鉄道ネットワーク整備は遅れており、電化および複線化の割合は EU 平均を下回っており、結束諸国および目標 1 地域と同程度である。 ・道路網に比べると、貨物・旅客ともに利用は低下しているが、新しい鉄道路線の建設または既存路線の改善は、TENs の主要部分のひとつである。新規加盟国でも、道路網の建設だけでなく、鉄道ネットワークの改善が必要と考えられている。 ・新規加盟国の鉄道ネットワークを統合化し近代化することによって、既加盟国の既存ネットワークと効果的に連結すること、TENs の促進が今後の課題である。

	その他 others	TEN-T(Trans-European Transport Network) ・1993 年のマーストリヒト条約において、辺境で不十分な交通インフラを整備し、地理的に不利な地域を押し上げ、地域間の不均衡を低減することを目的として、EU 域内の交通インフラを総合的な交通ネットワークに再構築する構想として TEN-T が決定された。 ・当初は、道路、鉄道、空港、港湾、内陸水路が対象とされ、特に優先して整備すべき 14 の事業を優先プロジェクトに指定し、2004 年に EU の拡大に合わせて、新加盟国内における鉄道、道路、内陸水路の整備及び EU 域内の内航海運ネットワークの形成等が新たに追加され、30 事業が優先プロジェクトとなっている。
持続可能な国土管理 sustainable management of national territory	自然・農業環境の保全 [12, 16] conservation of natural and agricultural environment[12, 16]	**自然・農業環境の保全に関する国家的アジェンダ** ・ESDP では、自然資源の保全は、３つの基本目標のひとつに挙げられており、農村部における持続的な農業、環境的手法の適用、農地の多様な利活用も政策オプションのひとつとして挙げられている [13]。 **農地保全のための新たな政策** ・アムステルダム条約では、環境問題の重要性と、環境保全への要請を共通政策にも取り入れ、持続的発展を目指すことが強調された [13]。 ・環境政策については、1981 年に環境総局（第 11 総局）が設置され、イタリアの Seveso における有毒廃棄物、ダイオキシン問題に端を発した指令の採択（1982 年指令 EEC/82/501）や、環境アセス指令（1985 年指令 EEC/85/337）の採択、「環境的に敏感な地域」という概念の導入（1985 年）などが行われている [17]。 ・土地利用計画は加盟国の権限である。環境アセス指令は、加盟国の空間計画を規制する意図を持つ数少ない EU 法令のひとつである [18]。
	都市・居住環境の創出 [11] creation of sustainable urban environment as well as enhancement of amenity[11]	**住宅政策** ・EU の都市政策（共同体主導枠の URBAN プログラム）において、雇用創出、教育・訓練、エネルギー管理、環境にやさしい公共交通の導入などとともに、住環境の改善（建物の修復、緑地空間の創出）に対して、ERDF により支援を行っている [12]。 **都市環境・アメニティの創出政策** ・1999 年、欧州委員会は「EU における持続的な都市開発に向けたアクションプラン」を採択した。その中で、4 つの政策目標のひとつとして「都市環境の保全と改善：ローカル・グローバルな持続可能性に向けて」が設定されている。 アクションのための枠組みとして、都市地域の改善、都市環境の質（エネルギー管理、交通、廃棄物、大気質、水、騒音、土壌汚染を含む）に影響を及ぼす共同体主導枠の広範な実施を掲げ、総合的環境管理アプローチと持続的な都市環境のための構造基金の活用が強調されている [19]。

国境を越えて広域化した空間政策課題[12] trans-national spatial policy issues[12]		・EU 地域政策では、共同体主導枠(community initiative)のひとつとして、地域間連携を促進するための政策である Interreg があり、2000～2006 年期間は InterregⅢが実施された。財源として ERDF が充当される。国境横断的・国際的・地域間協力によって EU の経済的・社会的結束を強めることを目的としている。2000～06 年期間で、InterregⅢには 49 億ユーロの予算が配分された。 ・2007-2013 年期間では、地方・地域が共同で主導する国境を超えた連携、総合的地域開発を目的とした超国家間連携、地域間連携および経験の交換を促進するための「欧州地域連携」目標が主要目標として設定されている（InterregIV）。87 億ユーロがこの目標に充当されており（全体の 2.5%）、その内訳は、国境を超えた連携に 64.4 億ユーロ、超国家レベルの連携に 18.3 億ユーロ、地域間連携に 4.45 億ユーロである。この目標は、かつての共同体主導枠 INTERREG から得られた経験に基づいている。 ・「欧州地域連携」目標には、3 つのプログラムがある： ・越境地域連携（StrandA） 国境地域の競争力強化、経済的格差のある地域の経済・社会的統合を図ることを目的とし、共通の課題を有し共通の解決方法を要する国境地域の統合を図る。52 のプログラムが採択されており、企業支援、自然資源の共同管理、都市と農村の連携支援、アクセス改善、インフラの共同利用促進等を行う。 ・超国家的／多国間連携（StrandB） 地域開発に対して「欧州」という視点を加え、情報回廊、洪水対策、国際的なビジネス・研究の連携など複数の加盟国の地域間での取り組みに繋げることを目指す。13 のプログラムが採択されており、イノベーション、環境対策、アクセシビリティ改善、持続的な都市開発などを連携のテーマとする。 ・地域間連携（StrandC） 汎欧州レベルの連携であり、27 加盟国に加えてノルウェー、スイスとの連携も含まれる。成功事例の経験の共有などを行うもので、都市政策、地域開発に向けた科学的情報の提供（ESPON）、地域政策プログラムの管理運営の改善などプログラムがある。
（参考） ESDP	策定システム plan formulation procedure	**国家空間計画の策定システム**[13] EU は空間計画の権限は有さず、国レベルの空間計画は加盟国によって異なり、EU が介入することはない。 ・ ESDP は、加盟国間と欧州委員会による、EU の空間発展に関する集中的な議論の結果である。 ・ 議長国ベルギーが ESDP 策定の提案を行った。空間計画担当大臣達はコルフにおいて、EU の空間発展に向けた枠組みと最初の政策オプションに合意した。主要な空間発展の概念はライプツィヒの閣僚会議で決定された。フランス、スペイン、イタリアが議長国を務めている時期には、空間発展の適切な評価に関するシナリオおよび分析が進められた。アイルランドが議長国となって以降は、空間発展委員会(CSD)における協働作業のためのトロイカ体制が、作業の継続性を確保できるように整えられた。議長国オランダは ESDP の第一草案を提示し、欧州全域における広範な議論が行われた。議長国ルクセンブルク、英国のもとでは、ESDP の実施、適用に主眼が置かれた。加えて、議長国オーストリアのもとでは、加盟交渉国との対話もなされた。 ・ 国レベルおよび欧州レベルの協議を通して、空間発展に関係する組織・団体の広範な参加が実現した。ESDP 第一素案に基づいて、15 の亀井国において、中央政府、地域、社会団体を含めた包括的な協議が行われた。また、欧州委員会は ESDP の主要課題に関して一般向けセミナーを加盟国と共催した。EU 機関（欧州議会、地域評議会、経済社会評議会）、欧州委員会内部の協議における意見は ESDP に反映された。

（参考）大都市圏計画関係 planning for major metropolitan regions	計画体系上の位置づけ position in the whole planning system	**大都市圏の位置づけ** ・INTERREG の対象地域（例えば北西地域(North West Europe Region)）において、複数の国土にまたがる地域を対象としたビジョン等を策定しているケースがあり、その場合は INTERREG の事務局が設置されている。 **大都市圏における計画システム** ・欧州の大都市圏（例えばペンタゴン）を対象とした EU による大都市圏計画は存在しない。 ・INTERREG の対象地域において、複数の国土にまたがる地域を対象としたビジョン等を策定しているケースがあり、例えば北西地域(North West Europe Region)では Spatial Vision を策定している。
計画間の調整システム planning coordination system	上記諸計画間の調整システム [13,14,16] coordination system of above-cited plans[13,14,16]	**垂直的調整システム** ・INTERREGⅢB の北西地域(North West Europe Region)のプロジェクトにおいて、同地域を対象とした Spatial Vision が策定されており、ESDP の考え方を受けて作成されている [20]。 ・但し、EU レベルの ESDP は INTERREG に基づくビジョンの加盟国の計画体系に対する影響力はソフトである。 **社会経済開発計画と空間計画との調整システム** ・EU レベルでは、予算規模が拡大し、加盟国も増加することに伴うより効率的な地域政策の実現のために、地域政策と他の部門政策を調整するためのものとして、EU レベルでの spatial planning が必要とされ、具体的に ESDP の策定へと繋がっていった。ESDP は、経済的・社会的結束を図る地域政策に対して空間的な観点から方向性を与えるものである。 地域的結束(Territorial Cohesion) ・第二次結束レポートで、経済・社会に並ぶ第三の結束として、地域的結束という概念が導入され、リスボン条約に位置づけられた。 ・地域的結束に関する緑書 [14] では、「多様性のある EU の地域(territory)の調和した発展を保証し、市民がこれらの地域固有の特徴を形作ることができることを確認する」ことであり、「多様性を、EU 全域の持続的発展に寄与する財産へと転換していく手段」であると述べられている。」また、「大規模地域における政策の調整、EU 域外との境界地域の状況改善、グローバルな競争力を有し持続可能な都市の形成、社会的排除への対応、遠隔地や条件振り地域における教育、福祉、エネルギーへのアクセス改善」といった課題は全て、地域的結束を図る上で関係するものと述べられている。しかし、その定義・意義は討議すべきテーマとされており、現在でも議論が続けられている。 ・EU地域政策総局では、地域的結束がリスボン条約に位置づけられたことで、空間開発(spatial development)がEUの主管事項となったと説明しているが、緑書では、土地利用・開発計画に関する国・地域の権限に関することは議論の対象外であるとされている。EU地域政策総局でも、空間計画は加盟各国が行っており、地域的結束では加盟国間・地域間、EU各部局が行っている空間政策をコーディネートすることが意図されているようである [2]。
	調整上の課題 Problems and issues associated with coordination	・空間計画は加盟国の権限であり、EU にはその権限はなく、ESDP には法的拘束力がない。また、EU レベルの政策形成には加盟国間の利害対立があるため、合意形成は容易ではない。そのため、ESDP に法的拘束力を与える議論が行われたこともある。
（参考）ESDP の概要	名称 Name of the present plan	European Spatial Development Perspective

Spatial/physical plan [12]	計画期間 planning period	設定されていない（最終合意は 1999 年 5 月）
	策定機関 agencies responsible for formulation	欧州委員会および 15 の加盟国の空間計画担当大臣
	計画の法的位置づけ legal basis of the plan	・ESDP には法的拘束力はない。加盟国（1999 年の合意当時の 15 加盟国）の空間計画担当大臣が合意した文書という位置づけ。
	計画の目標と開発戦略 [13] objectives and strategies of the plan[13]	Describe the objectives and strategies of the present national spatial/physical development plan, as stated in the plan[13] ・EU の空間開発政策の目的は、均衡のとれた持続可能な開発に向けて協働することである。ESDP は法的拘束力のない文書であるが、「共同体の分野別政策と、加盟国、地域、都市の協調に向けた枠組み」を提供するものである。 ・ESDP は、経済・社会的結束による均衡あるバランスのとれた持続的発展を達成するという EU の目的に基づいている。 ・空間開発の方針は以下である： - 多極分散型のバランスのとれた発展を目指し、都市と農村地域の連携を強化する。 - 総合的な交通・情報通信概念の促進により、EU 域内の多核的発展を支援し、欧州の都市・地域を欧州単一通貨に統合する環境整備を行う。インフラ・知識へのアクセスの公平性は徐々に実現されるべきである。 - 自然・文化資源を、賢明な管理を通して開発し保全する。このことは地域の個性を保全し深めるとともに、グローバル化の中で地域・都市の自然・文化的多様性を維持することにもなる。

	計画の構成 components of the ESDP	Part A Achieving the Balanced and Sustainable Development of the Territory of the EU: The Contribution of the Spatial Development Policy 1. The Spatial Approach at European Level 1.1 The "Territory": a New Dimension of European Policy 1.2 Spatial Development Disparities 1.3 Underlying Objectives of the ESDP 1.4 The Status of the ESDP 1.5 The ESDP as a Process 2. Influence of Community Policies on the Territory of the EU 2.1 Growing Importance of EU Policies with Spatial Impact 2.2 EU Policies with Spatial Impact 2.3 For an Improved Spatial Coherence of Community Policies 3. Policy Aims and Options for the Territory of the EU 3.1 Spatial Orientation of Policies 3.2 Polycentric Spatial Development and a New Urban-Rural Relationship 3.3 Parity of Access to Infrastructure and Knowledge 3.4 Wise Management of the Natural and Cultural Heritage 4. The Application of the ESDP 4.1 Towards an Integrated Spatial Development 4.2 The Application of the ESDP at Community level 4.3 Transnational Co-operation between the Member States 4.4 Cross-Border and Interregional Co-operation 4.5 The Application of the ESDP in the Member States 4.6 The Importance of the ESDP for Pan-European and International Co-Operation 5. The Enlargement of the EU: An Additional Challenge for European Spatial Development Policy 5.1 A New Reference Territory for the ESDP 5.2 The Main Features of Spatial Development in the Accession Countries 5.3 Specific Tasks of European Spatial Development Policy in the Future Member States 5.4 The Spatial Impact of the Enlargement on the Regions of the EU 5.5 The Policy Aims and Options of the ESDP in the Light of the Enlargement 5.6 Principles for Integrating the Enlargement Tasks into European Spatial Development and Planning Part B The Territory of the EU : Trends, Opportunities and Challenges 1. Spatial Development Conditions and Trends in the EU 1.1 Geographical Characteristics of the EU 1.2 Demographic Trends 1.3 Economic Trends 1.4 Environmental Trends 2. Spatial Development Issues of European Significance 2.1 Trends Towards Change in the European Urban System 2.2 The Changing Role and Function of Rural Areas 2.3 Transport and Networking 2.4 Natural and Cultural Heritage 3. Selected Programmes and Visions for an Integrated Spatial Development 3.1 EU Programmes with Spatial Impacts 3.2 INTERREG II C Programmes 3.3 Pilot Actions for Transnational Spatial Development under ERDF Article 10 3.4 Spatial Visions 4. Basic Data for the Accession Countries and Member States

	主な特徴 key features of the plan	・3 つの基本方針について、60 の施策(policy options)を提示し、これを実現するための取り組みを共同体から地域までの各レベルについて提案している。
政策関連図 examples of spatial policy-related maps	ESDP 関連 Regional Policy	e.g., national spatial development strategy (master plan) 図　ESDP: 多核的空間発展の概念図（Source: 13） 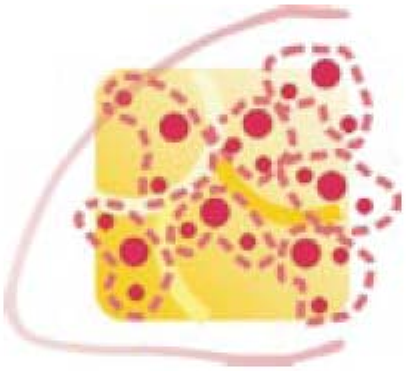 図　2007-2013　構造基金適用地域（Source: 12） 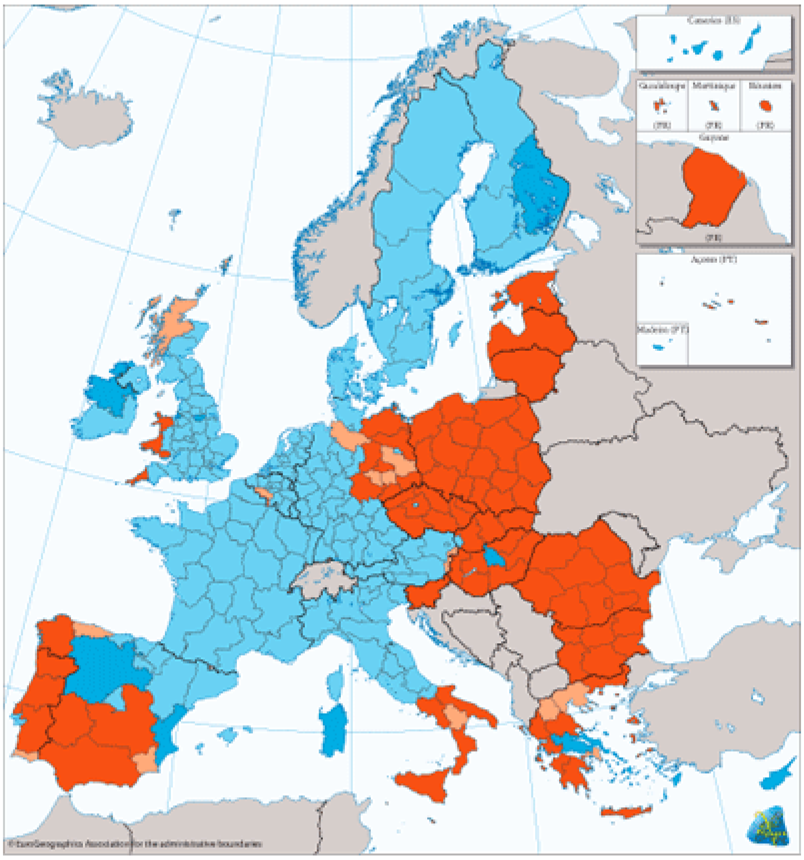

		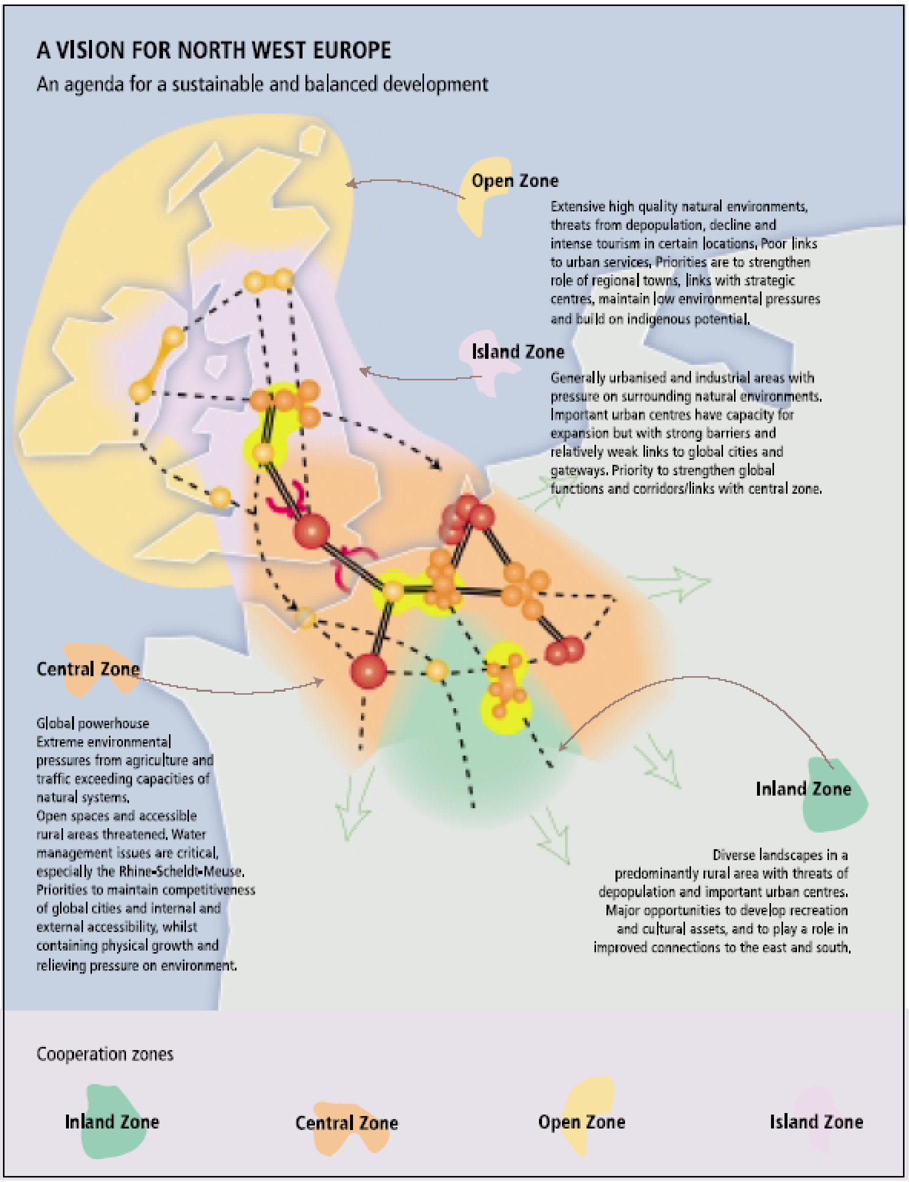 e.g., regional level spatial development strategy (master plan)
主要施策の実施状況 status of the implementation of key policy measures		
国土政策の実施と評価の仕組み 12,16,20,26 systems for the implementation	実施の仕組み implementation system	(1)加盟国の責任 [13] ・ESDP は、法定拘束力を持つ文書ではなく、その適用は加盟国の責任に委ねられている。 ・ESDP では、政策オプションの適用のため、EU レベル、国レベル、さらに多国間・地域間連携の 3 つのレベルにおける連携が提案されてい

and evaluation of national spatial policy[12,16,20,26]		る： 「ナショナル、リージョナル、ローカル・レベルの空間計画権限を持つ組織は、以下の 2 つの側面において重要な役割を有する： ・対外的には、加盟国の責任として、国境を越えた、国家間・地域間協力手法のプランニングおよび実行において、ESDP を反映する ・対内的には、加盟国の国土に関係する空間発展政策の形成において、ESDP を考慮する」 「加盟国は、自国の空間計画制度において、（各国が）適当であると考える方法で、ESDP の政策目標とオプションを考慮し、空間発展における欧州の協力によって得られた経験を公衆に伝えることを提案する。」 「加盟国は、国の空間発展政策、計画、報告を調整するにあたり、空間発展の欧州的次元を考慮することを提案する。ここにおいて、「国家、地域、都市の計画（プランニング）のヨーロッパ化が求められていることは、いよいよ明らかである。空間的に関連する計画においては、地方および地域政府および行政組織は、領土の狭量な見方に打ち勝ち、最初から欧州という側面と相互依存関係を考慮すべきである。」 (2)EU 共通政策を通した実現 ・ESDP を実現するための実質的な仕組みとして、EU 側で具体的な共通政策を通して実現を図る仕組みがある。これには TENs や環境政策、地域政策があり、たとえば地域政策について見ると、ESDP の考え方は、構造基金と結束基金による地域政策ガイドラインに反映されている。 (3)アクション・プログラム [21] ・1999 年 10 月にタンペレ（フィンランド）で開催された非公式会議においてアクション・プログラムが決定された。このプログラムでは、共同体および加盟国のレベルにおいて、各政策の空間的側面を推進することを目的とした 12 のアクションが示されている。12 のアクションは以下である： ①構造基金の主要プログラムにおける ESDP の政策の方向性（の反映）、 ②InterregⅢおよび ESDP の示威的プロジェクト、 ③国の空間計画における ESDP の政策の方向性（の反映）、 ④共同体政策の空間的影響、 ⑤領土の影響評価、 ⑥都市政策の適用と協調、 ⑦ESPON 協調の確立、 ⑧中等教育における地理の教科書、 ⑨「欧州の未来的地域」賞、 ⑩沿岸地域に向けた統合戦略指針、 ⑪空間発展のための汎欧州の枠組み、 ⑫加盟国・非加盟国に対する拡大による空間的影響。 ・テリトリアル・アジェンダ(Territorial Agenda) 2007 年に、加盟国の都市開発・地域的結束に関する非公式閣僚会議で合意された文書で、リスボン戦略、ヨーテボリ戦略、東方拡大を踏まえて ESDP を補完するものという位置づけである。 新たな課題として「地域のアイデンティティの強化、地域の多様性の活用」が明記され、以下の主要目標が掲げられている： 1) 都市地域圏および都市のネットワークを通じた多核的発展とイノベーションの強化 2) 農村と都市地域の新たな関係構築と地域的ガバナンス 3) 地域クラスターの競争とイノベーションの促進 4) 汎欧州ネットワーク（TENs）の強化と拡張 5) 気候変動の影響を含む EU 全域でのリスクマネジメント 6) 付加価値としての生態系構造と文化資源の強化 ※構造政策・結束政策の概要 [20,26] 2007-2013 年の結束政策 （1）経緯

		・　「リスボン戦略」（2000 年３月） 今後 10 年間で「より多くより良質の雇用と社会的結束を伴った、世界で最も競争力ある知識に基づく持続的発展を実現する経済を実現すること」を目標として設定した。 ・　「持続可能な発展に向けた EU 戦略」（2001 年５月、ヨーテボリ欧州理事会で決定） 長期的観点から、経済的発展、社会的結束、環境保護は一体的に推進すべきとの認識を示した。 ・　「次期中期財政見通し(Financial Perspective 2007-2013)」（2004 年７月 14 日） 1）　持続可能な発展(Sustainable Development)の推進 成長と雇用の確保に向けた競争力強化に 1,330 億ユーロを充当し、統合化された市場における企業の競争力強化、研究開発拠点の形成、教育・人材育成の強化等を推進。 成長と雇用の確保に向けた結束強化に 3,390 億ユーロを充当（従来の構造政策に該当）し、次の３つの重点を推進。 a　収束（格差是正）(Convergence) b　地域の競争力強化(Regional competitiveness and employment) c　欧州における地域間協力(European territorial cooperation) 2)　自然資源の保全と管理 4,050 億ユーロ。72％は農業関連予算（その中心は共通農業政策、農村地域振興） 3)　欧州における公民権の確立 250 億ユーロ。 4)　グローバルセンターとしての欧州が果たす役割の促進 950 億ユーロ。政治的に EU の影響力を強化するための取り組みを推進。 ・　欧州憲法条約の中に「地域的結束」が位置づけられる。 地域的結束＝「地域間不均衡を防止し、空間的に影響を与える分野別政策と地域政策を首尾一貫させることで、格差を是正し、よりバランスのとれた開発を達成し、さらに地域的統合と地域間連携を促進すること」（第３次結束レポート（2004 年）） ・「コミュニティ戦略ガイドライン(CSG：Comunity Strategic Guidline)」（2005 年７月） 1）　2007-2013 結束政策(Cohesion Policy)の枠組みとして、集中(Concentration)、収束（格差是正、Convergence）、地域の競争力と雇用(Regional competitiveness and employment)、欧州の地域的協力(European territorial cooperation)、ガバナンス(Governance)の５つの視点が重要であると提起している。 2)　これらを踏まえ、2007-2013 年の優先的課題として次の３つを示している。 a　アクセシビリティの向上、サービスレベルと品質向上、環境の保全を通じて、加盟国、地域、都市の魅力を向上すること。

		b　新しい情報コミュニケーション技術を含む研究開発能力の向上を通じて、イノベーション、起業、知識経済の成長を促進すること。 c　できるだけ多くの人材を就業・起業活動への参加の促進、雇用者と企業の適応性の拡大及び人材投資の強化を通じて、できるだけ魅力的な雇用を創出すること。 3)　ガイドラインは、地域政策の観点から、「成長と雇用に対する都市の貢献」、「農村地域における経済的多様性確保の支援」、「越境間(cross-border)、超国家的(transnational)、地域間(territorial)の協力の重要性」を挙げている。 (2) 2007-2013 結束政策のスキーム ・　加盟国は、CSG に基づいて 2007-2013 年の構造基金計画作成の参照となる「国家戦略リファレンス・フレームワーク(NSRF：National Strategic Reference Framework)」を作成することとされる。NSRF は、各国の「収束」目的と「地域の競争力と雇用」目的のための戦略の概要と業務実施について記述し、構造基金が CSG や各国の国家開発計画（NRP)に沿っていることを確証する。また、持続的開発を促進するための EU の優先事項と国や地域の優先事項との関係を明確化する。さらに、政策をモニタリングするための主要課題や地域に関する優先事項の主要目標を定量化し、実績や影響の指標を明確化することを求められる。 　具体的には、EU や世界経済の潮流を考慮した発展格差、弱点、可能性の分析、テーマ別・地域別の戦略、実施計画（OP)一覧、リスボン戦略への対応、毎年の資金配分等を記述する。 ・　加盟国は、NSRF を実施するための実施計画（OP：Operational Program）を作成し、多年度にわたる手法、財源とその配分を記述する。具体的には、現状分析、優先事項の理由、詳細な財政計画、主要な事業等を記述するとともに、目標を定量的に示すアウトプット指標や実施の際のモニタリング・評価手法、透明性を確保するための財政の流れ等の事業評価手法も盛り込むこととされる。 ・　構造基金の再編 　2007-2013 年では次の３つに集約される。 1)　収斂目的（格差是正、Convergence Objective） 　81.7%、2,513.3 億ユーロ（2007-2013、2004 年価格） 　拠出元：ERDF、ESF、Cohesion Fund 　Objective1 の後継 2)　地域の競争力と雇用(Regional competitiveness and employment) 　15.8%、487.9 億ユーロ（2007-2013、2004 年価格） 　拠出元：ERDF、ESF 　Objective2,3 の後継 3)　欧州における地域間協力(European territorial cooperation) 　2.4%、75 億ユーロ（2007-2013、2004 年価格） 　拠出元：ERDF 　INTERREG の後継

		※2014年以降の地域政策に関する議論 2010年2月現在、次期（2014年以降）地域政策に関する議論が始まっている。 ・パベウ・サメツキ前地域政策担当欧州委員は、2009年12月に将来の結束（地域）政策の指針を（個人的見解として）述べた。そこでは、地域政策が追求すべき目標を、①地域レベルの競争力と雇用の促進、②後進地域の成長促進、③国境を越えた統合の促進、とし、そのプライオリティを知識基盤型成長の強化、環境に優しい経済のための状況改善、雇用・社会的結束の促進に置くべきとしている。 その上で、結果の重視と影響の明示を図ること、選択された優先事項に対する支出と達成度評価とを結びつけること、政策の有効性に関するハイレベルな政治的議論の場を設けることが提言されている。 さらに、欧州の政策との一貫性という観点から、現在の共同体戦略ガイドライン（CSG）と国家戦略基準枠組み（NSRF）というシステムを単一戦略枠組み（Single Strategic Framework）とすること、結束基金を構造基金に統合することも提案されている。 ・ヨハネス・ハーン新欧州委員（地域政策担当）は、2010年2月に開催された地域政策担当閣僚非公式会議において、検討中の欧州2020戦略における地域政策の考え方を示している。 ①「多様性の中での重点」をどう考えるか。それぞれの地域におけるテイラー・メイドの（地域特性に応じた柔軟な）解決方法を、結果が市民に見える形で示す必要がある。 ②全ての地域の可能性を引き出す触媒的政策をいかに発展させるか。最も貧しい地域だけではなく、それ以外の地域が直面する課題も対象とする必要がある。 ③地域的結束を政策に取り入れること。特に、経済成長や温暖化ガス排出の観点から都市政策は重要であり、統合的なアプローチをとるべきである。さらに、行政界を超えた地域連携（越境連携や国家間連携）を推進すべきである。

	評価の仕組み evaluation system	(1)ESDP ・アクション・プログラムのテーマ③国の空間計画における ESDP の政策の方向性（の反映）で、ESDP の政策の方向性が、加盟各国の国土空間政策にどれだけ反映されているかを分析している [17]。 (2) 地域政策（2007-2013 年）[22] ・2000-2006 年期間では、構造基金規則では、プゴルラムは計画的に評価されなければならないと定めていた（事前・中間・事後）。2007-2013 年期間では、事前と事後の計画的な評価と、より戦略的で必要性主導型の評価をプログラム期間中に行うことが提案されている。 ・評価は加盟国と欧州委員会の責任のもとで実施される。 加盟国の責任 ・加盟国は、異なる実施段階で行おうとしている明示的な評価のアクションを示した評価計画を策定する。 ・加盟国は、「収斂」目標のもとでは、個々の operational programme に関して事前評価を行う。「地域競争力・雇用」目標では、加盟国は、全ての operational programme を含む事前評価、またはそれぞれの基金、それぞれの優先度、またはそれぞれの operational programme に関する評価を行う。「欧州地域連携」目標に関しては、加盟国はそれぞれの operational programme ごとか、あるいは複数の operational programme かいずれかを含む事前評価を行う。事前評価は、プログラム文書の準備に権限を持つ組織の責任のもとで行われる。事前評価は、operational programme における財源の配分をできるだけ効率的に利用し、またプログラムの質を高めることを目的として行われるものである。評価によって、格差、相違、開発ポテンシャル、達成目標、期待される結果、定量的目標、一貫性、必要であれば地域に対して提案される戦略、共同体の付加価値、前期のプログラムから得られた教訓、実施・監視・評価・財源運用の質が明確にされ評価される。 ・プログラム期間中には、加盟国は operational programme（特に、監視によって当初の目標との重大な乖離を見せている場合や operational programme の見直しが求められているもの）の監視と関連づけて評価を行う。結果は operational programme の監視委員会と欧州委員会に提出される。 欧州委員会の責任 ・欧州委員会は戦略的評価を行う。 ・欧州委員会は、関係加盟国との共同しつつ主導して、operational programme（特に、監視によって当初の目標との重大な乖離を見せている場合や operational programme の見直しが求められているもの）の監視と関連づけて評価を行う。結果は operational programme の監視委員会に提出される。 ・欧州委員会は、加盟国および監視委員会と密接な連携のもと、各目標に関する事後評価を行う。事後評価は各目標における全ての operational programme に対して行われ、どの資源がどの程度使われたか、基金プログラムの効率性と有効性、社会経済的影響が評価される。評価は各目標についてそれぞれ行われ、経済・社会的結束に関する政策に向けた結論が導かれる。operational programme の実施の成功と失敗、よい実践の発見につながる要素が特定される。事後評価は 2015 年 12 月 31 日までに完了する。

<table>
<tr><td rowspan="3">主要施策の実施状況
status of the implementation of key policy measures</td><td>社会経済開発計画 [14]
socio-economic development plan[14]</td><td>・2004 年の中間評価では、Objective1、Objective2 の各国における実施状況を踏まえ、以下の点が指摘されている [23]：
- ほぼすべてのケースで、プログラムで採択された戦略は依然として妥当である。
- 多くのケースにおいて有効性を評価するのは時期尚早であるが、指標と目標の定義がたびたび見直しが必要であるため、モニタリングのシステムに困難が生じている。
- 実施の早期段階の経験に基づいて、目標の見直しが必要なケースがある。
- 目標の定量化のシステムの改善が早急に必要である。
- 実施の仕組みは規則で求められている要求を満足しており、以前より大幅に改善された。
・2004 年の第三次結束レポートでは、EU における所得と雇用の地域間格差は、過去 10 年、特に 1990 年代半ば以降縮小してきたとされている。1994 年から 2001 年にかけて結束地域（ギリシャ、スペイン、アイルランド、ポルトガル）の１人当たり GDP の水準は、高成長を遂げたアイルランドを除いても、ＥＵ平均を上回った。このことは、結束地域における一人当たり GDP の成長が、EU の他の地域よりも相対的に大きかったことを意味している [14]。</td></tr>
<tr><td>空間計画
spatial/physical plan</td><td>・アンケートによれば、加盟各国において、国レベル・地域レベルでの空間政策立案の際には、ESDP が少なくとも時々利用されている。また、ESDP が加盟国間の空間政策連携のための共通の枠組みを提供することを目的としているという観点からは、国家間レベル、また国境地域連携においてその役割を果たしている。しかし、国・地域レベルの部門別政策、またローカル・レベルでは、ESDP は活用されていない [24]。
・アイルランドの National Spatial Strategy（2002 年）、オーストリアの Austrian Spatial Development Perspective 2001、イングランドの Regional Spatial Strategy などのように、幾つかの加盟国では、国・地域レベルの計画の策定過程で ESDP が考慮されていると言われている。ESDP は影響力を持っているが、それは ESDP の推進過程で役割を果たした国でむしろ小さい [25]。</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">地域別主要データ key statistics by region</th></tr>
<tr><td>土地利用
land use change by region</td><td></td></tr>
</table>

人口

Population change by region

（千人）

	1995	2000	2005	2006
EU (25 countries)	445,872	452,064	461,479	463,523
EU (15 countries)	370,669	377,188	387,373	389,433
Euro area (12 countries)	298,693	304,211	312,891	314,565
Belgium	10,131	10,239	10,446	10,511
Bulgaria	8,427	8,191	7,761	7,719
Czech Republic	10,333	10,278	10,221	10,251
Denmark	5,216	5,330	5,411	5,428
Germany (including ex-GDR from 1991)	81,539	82,164	82,501	82,438
Estonia	1,448	1,372	1,348	1,345
Ireland	3,598	3,778	4,109	4,209
Greece	10,595	10,904	11,083	11,125
Spain	39,343	40,050	43,038	43,758
France	59,315	60,482	62,519	62,886
Italy	56,846	56,930	58,462	58,752
Cyprus	645	691	749	766
Latvia	2,501	2,382	2,306	2,295
Lithuania	3,643	3,512	3,425	3,403
Luxembourg (Grand-Duché)	406	434	455	460
Hungary	10,337	10,222	10,098	10,077
Malta	370	380	403	404
Netherlands	15,424	15,864	16,306	16,334
Austria	7,944	8,002	8,207	8,266
Poland	38,581	38,654	38,174	38,157
Portugal	10,018	10,195	10,529	10,570
Romania	22,712	22,456	21,659	21,610
Slovenia	1,990	1,988	1,998	2,003
Slovakia	5,356	5,399	5,385	5,389
Finland	5,099	5,171	5,237	5,256
Sweden	8,816	8,861	9,011	9,048
United Kingdom	57,944	58,785	60,060	60,393
Croatia	4,777	4,568	4,444	4,443
Macedonia, the former Yugoslav Republic of	1,957	2,022	2,035	2,039
Turkey	-	-	71,610	72,520

表　EU 加盟国および加盟交渉国の人口の変化（Source: Eurostat）

経済的特性 economic characteristic	一人当たりGRDP GRDP (gross regional domestic products) per person	表　GDP in Purchasing Power Standards (PPS) per inhabitant (Source: Eurostat)

（Euro）

	1997	2000	2005
	PPS per inhabitant		
EU (27 countries)	:	19,200	22,500
EU (25 countries)	17,200	20,100	23,500
EU (15 countries)	18,900	22,100	25,400
Euro area	19,000	22,100	24,900
Euro area (13 countries)	18700 (e)	21,800	24,800
Euro area (12 countries)	18,800	21,900	24,900
Belgium	20,200	23,400	27,700
Bulgaria	4400 (e)	5,300	7,700
Czech Republic	11900 (e)	13,000	17,300
Denmark	21,400	25,300	28,600
Germany (including ex-GDR from 1991)	20,000	22,500	25,800
Estonia	6600 (e)	8,500	14,000
Ireland	19,300	25,300	32,600
Greece	12,200	14,600	19,700
Spain	15,000	18,500	23,000
France	19,600	22,800	25,400
Italy	19,700	22,700	23,600
Cyprus	13600 (e)	16,500	20,900
Latvia	5700 (e)	7,100	11,300
Lithuania	6400 (e)	7,600	12,200
Luxembourg (Grand-Duché)	33,000	44,600	58,900
Hungary	8500 (e)	10,800	14,700
Malta	:	15,700	16,500
Netherlands	20,900	24,900	29,500
Austria	21,300	25,200	28,900
Poland	7600 (e)	9,400	11,700
Portugal	13,100	16,100	16,700
Romania	:	5,000	8,000
Slovenia	12200 (e)	14,600	19,200
Slovakia	8100 (e)	9,500	13,400
Finland	18,800	22,900	26,000
Sweden	19,800	23,900	26,900
United Kingdom	19,200	22,500	27,600
Croatia	7000 (e)	8200 (e)	11300 (f)
Macedonia, the former Yugoslav Republic of	4,300	5,200	6100 (f)
Turkey	5500 (e)	6,000	6,500

(:) Not available (f) Forecast (e) Estimated value □

主要情報源 main information sources	
国土計画局が過去に実施した調査報告書 reports of reseaches conducted by National and Regional Planning Bureau, MLIT	○ＥＵ及びＥＵ主要国における地域振興施策調査業務報告書（平成 17 年度） ○国土計画に関する国際的な情報の収集・分析等の調査業務報告書（平成 16 年度、平成 17 年度） ○国際比較による国土政策･大都市圏計画制度の現状に関する調査　報告書（平成 16 年度） ○諸外国における国土計画制度等の分析調査報告書（平成 13 年度）

その他日本国内の情報源 other information sources in Japan		■外務省「各国・地域情勢」 http://www. mofa. go. jp/mofaj/area/uk/data. html ■総務省「諸外国の主要指標」 http://www. stat. go. jp/data/sekai/ap. htm ■日本貿易振興機構「国・地域別情報」 http://www. jetro. go. jp/biz/world ■財団法人海外職業訓練協会「各国・地域情報」 http://www. ovta. or. jp/info/europe/unitedkingdom/index. html ■ヨーロッパ各国要覧（外務省欧亜局監修、東京書籍） ■ヨーロッパの国土計画（国土計画協会編、朝倉書店）
各国の機関 Agencies in charge in each country	地域政策担当部局 Authorities of regional policy	・欧州委員会・地域政策総局 http://ec.europa.eu/regional_policy/
	統計機関 statistical agencies	・Eurostat http://epp.eurostat.ec.europa.eu/

【情報出所 information sources】

1 外務省「各国・地域情勢」, http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/philippines/data.html
2 総務省「諸外国の主要指標」, http://www.stat.go.jp/data/sekai/ap.htm
3 Population Division of the Department of Economic and Social Affairs of the United Nations Secretariat 'World Population Prospects: The 2004 Revision and World Urbanization Prospects: The 2005 Revision', http://www.un.org/esa/population/publications/WUP2005/2005wup.htm
4 World Bank 'Data & Statistics', http://www.worldbank.org/eu
5 国際労働事務局（2005）『国際労働経済統計年鑑　2003 年版』（二宮書店（2006）『データブック　オブ･ザ･ワールド　2006　Ｖｏｌ.18』からの引用）
6 World Bank Group 'World Development Indicators', http://devdata.worldbank.org/wdi2005/Cover.htm（二宮書店（2006）『データブック　オブ･ザ･ワールド　2006　Ｖｏｌ.18』からの引用）
7 CIA 'The World Factbook', https://www.cia.gov/cia/publications/factbook/geos/rp.html
8 複数政党制民主主義研究所「各国の選挙と政党」, http://www14.plala.or.jp/elections/
9 欧州委員会ウェブサイト「総局・サービス」一覧　http://ec.europa.eu/dgs_en.htm
10 外務省「EU 事情と日・EU 関係」www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/pdfs/jijyou_kankei.pdf（※日本語訳を準用）

11　駐日欧州委員会代表部ウェブサイト　http://jpn.cec.eu.int/home_jp.php
12　欧州委員会・地域政策総局「Inforegio」http://ec.europa.eu/regional_policy/intro/working2_en.htm
13　Commission of European Communities (1999) *European Spatial Development Perspective*.
14　Commission of European Communities (2008) *Turning Territorial Diversity into Strengh-Green Paper on Territorial Cohesion*.
15　欧州委員会・エネルギー運輸総局　Pocket Book "Energy and Transport in Figures."
16　Statistical overview of transport in the EU - Data 1970-2001, Eurostat.
17　Williams,R.H. (1996) *European Spatial Policy and Planning*, P.C.P.
18　Tewdwr-Jones, M. and Williams, R.H. (2001) *The European Dimension of British Planning*, Spon Press.
19　Commission of European Communities (1999) *Sustainable Urban Development in the European Union: A Framework for Action (Communication from the Commission)*.
20　国土交通省国土計画局「EU 及び EU 主要国における地域振興施策調査業務報告書」平成 18 年 3 月.
21　Faludi, A. and Waterhout, B. (2002) *The Making of the European Spatial Development Perspective –No Masterplan*, Routledge.
22　COUNCIL REGULATION (EC) No 1083/2006 of 11 July 2006 "laying down general provisions on the European Regional Development Fund, the European Social Fund and the Cohesion Fund and repealing Regulation (EC) No 1260/1999."
23　DG Regional Policy (2004) "*Mid Term Evaluation in Objective 1 and 2 Regions- Growing Evaluation Capacity-Final Report.*"
24　CREAT-UCL (2002) *Tampere Action Programme-Action2.1.3: ESDP policy orientations in national spatial planning – Analysis of the answers to the questionnaire.*
25　Faludi,A.(2002) *Unfinished Business: European Spatial Planning in the 2000s*.
26　労働政策研究・研修機構(2007)『都市雇用と都市機能に係る戦略課題の研究』（労働政策研究報告書 No.71）

第５章

---

１ EU 地域政策総局へのヒアリング（２０１０年２月）による。
２ EU 地域政策総局へのヒアリング（２０１０年２月）による。